



有価証券報告書

事業年度 自 平成20年4月1日
(第66期) 至 平成21年3月31日

株式会社損害保険ジャパン

(E03827)

第66期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社損害保険ジャパン

目 次

	頁
第66期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【保険引受および資産運用の状況】	11
3 【対処すべき課題】	28
4 【事業等のリスク】	29
5 【経営上の重要な契約等】	33
6 【研究開発活動】	34
7 【財政状態及び経営成績の分析】	35
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【自己株式の取得等の状況】	67
3 【配当政策】	68
4 【株価の推移】	68
5 【役員の状況】	69
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	74
第5 【経理の状況】	84
1 【連結財務諸表等】	85
2 【財務諸表等】	141
第6 【提出会社の株式事務の概要】	174
第7 【提出会社の参考情報】	175
1 【提出会社の親会社等の情報】	175
2 【その他の参考情報】	175
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	176
監査報告書	177
内部統制報告書	183
確認書	187

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月25日

【事業年度】 第66期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)
当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号)
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)
当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益 (百万円)	1,899,801	1,931,473	1,901,599	1,894,121	1,767,980
正味収入保険料 (百万円)	1,376,232	1,394,783	1,386,662	1,368,740	1,308,194
経常利益 (△は経常損失) (百万円)	69,244	114,873	110,541	94,063	△144,052
当期純利益 (△は当期純 損失) (百万円)	51,765	67,377	61,944	59,636	△66,710
純資産額 (百万円)	902,294	1,361,582	1,454,744	1,071,176	594,946
総資産額 (百万円)	5,874,858	6,774,812	7,002,180	6,450,734	5,913,379
1株当たり 純資産額 (円)	916.83	1,383.40	1,476.81	1,086.86	602.30
1株当たり 当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額) (円)	52.59	68.46	62.93	60.57	△67.75
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	52.22	68.40	62.88	60.55	—
自己資本比率 (%)	15.36	20.10	20.76	16.59	10.03
自己資本利益率 (%)	6.11	5.95	4.40	4.73	△8.02
株価収益率 (倍)	21.28	24.93	23.34	14.53	—
営業活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	111,889	251,049	180,655	91,847	△37,138
投資活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	△219,050	△153,146	△213,646	△37,208	41,246
財務活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	△23,869	△9,153	△12,904	△15,901	△19,303
現金及び現金同 等物の期末残高 (百万円)	234,444	326,153	282,108	319,998	299,497
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	16,193 〔4,917〕	15,997 〔4,818〕	16,615 〔4,760〕	18,118 〔5,159〕	19,572 〔5,318〕

(注) 1 純資産額の算定にあたり、第64期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%) 1,351,915 (△0.07)	1,370,920 (1.41)	1,362,785 (△0.59)	1,345,024 (△1.30)	1,290,464 (△4.06)
経常利益 (△は経常損失) (対前期増減率)	(百万円) (%) 74,236 (△44.76)	114,288 (53.95)	91,767 (△19.71)	73,316 (△20.11)	△153,884 (△309.89)
当期純利益 (△は当期純 損失) (対前期増減率)	(百万円) (%) 56,898 (△11.34)	67,858 (19.26)	48,159 (△29.03)	44,667 (△7.25)	△73,943 (△265.54)
正味損害率	(%) 64.80	61.27	64.27	65.11	70.34
正味事業費率	(%) 30.93	30.34	30.94	32.89	34.51
利息及び 配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%) 82,705 (10.11)	95,039 (14.91)	113,625 (19.56)	135,606 (19.35)	102,511 (△24.40)
運用資産利回り (インカム利回り)	(%) 2.09	2.33	2.72	3.25	2.49
資産運用利回り (実現利回り)	(%) 2.72	3.42	3.36	4.15	△0.29
資本金 (発行済 株式総数)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)
純資産額	(百万円) 943,627	1,399,719	1,474,041	1,074,490	615,721
総資産額	(百万円) 5,157,080	5,934,761	6,029,789	5,388,567	4,856,435
1株当たり 純資産額	(円) 958.83	1,422.15	1,496.97	1,090.78	624.38
1株当たり 配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円) 9.00 (—)	13.00 (—)	16.00 (—)	20.00 (—)	20.00 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	(円) 57.80	68.94	48.92	45.36	△75.10
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円) 57.39	68.89	48.88	45.35	—
自己資本比率	(%) 18.30	23.59	24.44	19.93	12.66
自己資本利益率	(%) 6.42	5.79	3.35	3.51	△8.76
株価収益率	(倍) 19.36	24.76	30.03	19.40	—
配当性向	(%) 15.57	18.86	32.71	44.09	—
従業員数 〔外、平均臨時雇 用者数〕	(人) 14,705 〔4,890〕	14,394 〔4,798〕	14,906 〔4,742〕	16,095 〔5,151〕	17,042 〔5,304〕

- (注) 1 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3 運用資産利回り(インカム利回り)=利息及び配当金収入÷平均運用額
4 資産運用利回り(実現利回り)=資産運用損益÷平均運用額
5 純資産額の算定にあたり、第64期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

(提出会社)

明治20年7月 有限責任東京火災保険会社(以下、東京火災)の設立
明治26年9月 帝国海上保険株式会社(以下、帝国海上)の設立
明治41年8月 第一機関汽罐保険株式会社(以下、第一機関汽罐)の設立
明治44年5月 日本傷害保険株式会社(旧 日産火災海上保険株式会社 以下、日産火災)の設立
大正9年4月 大成火災海上保険株式会社(以下、大成火災)の設立
昭和5年11月 第一機関汽罐は、第一機関保険株式会社(以下、第一機関)に商号を変更
昭和16年11月 東京火災は、太平火災海上保険株式会社を合併
昭和18年2月 東京火災は、東洋火災保険株式会社を合併
昭和18年2月 帝国海上は、第一火災海上保険株式会社を合併
昭和19年2月 東京火災、帝国海上、第一機関の3社が合併し、安田火災海上保険株式会社(以下、安田火災)を設立

昭和51年7月 安田火災は、本社を東京都千代田区から現在の東京都新宿区に移転
平成8年8月 第一ライフ損害保険株式会社の設立
平成14年4月 安田火災は、第一ライフ損害保険株式会社を合併
平成14年7月 安田火災、日産火災の2社が合併し、商号を株式会社損害保険ジャパン(以下、損保ジャパン)に変更

平成14年12月 損保ジャパンは、大成火災を合併
平成17年7月 損保ジャパンは、株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティアーを合併

(連結子会社)

昭和33年9月 安田火災は、Yasuda Seguros S. A. を設立
昭和37年8月 安田火災は、The Yasuda Fire & Marine Insurance Company of America (現 Sompo Japan Insurance Company of America)を設立
昭和61年2月 安田火災は、安田火災投資顧問株式会社(現 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社)を設立
平成元年12月 安田火災は、Yasuda Fire & Marine Insurance Co (Asia) Pte Ltd (現 Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.)を設立
平成5年7月 安田火災は、Life Insurance Company of North Americaから、アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(後に、安田火災ひまわり生命保険株式会社に商号変更)の株式を10%取得
平成5年12月 安田火災は、The Yasuda Kasai Insurance Company of Europe Limited (現 Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited)を設立
平成11年4月 日産火災は、ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社(現 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社)を設立
平成11年5月 安田火災は、安田火災シグナ証券株式会社(後に、損保ジャパン・シグナ証券株式会社に商号変更)を設立
平成12年11月 安田火災は、安田火災フィナンシャルギャランティアー損害保険株式会社(後に、株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティアーに商号変更)を設立
平成13年12月 安田火災は、安田火災ひまわり生命保険株式会社(現 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社)の株式の100%を取得
平成15年9月 損保ジャパンは、損保ジャパン・シグナ証券株式会社(現 損保ジャパンDC証券株式会社)の株式の100%を取得
平成17年6月 損保ジャパンは、Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. を設立
平成20年9月 損保ジャパンは、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. を出資により子会社化

3 【事業の内容】

当社および当社の関係会社(子会社43社および関連会社22社)において営まれている主な事業の内容と、当該事業における各関係会社の位置付けは次のとおりであります。なお、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

(1) 損害保険事業

① 損害保険業および損害保険関連事業

当社が損害保険業を営んでいるほか、連結子会社5社(Sompo Japan Insurance Company of America、Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited、Sompo Japan Insurance(Singapore) Pte. Ltd.、Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.、Yasuda Seguros S.A.)、非連結子会社8社、持分法適用関連会社4社(セゾン自動車火災保険株式会社、日立キャピタル損害保険株式会社、Berjaya Sompo Insurance Berhad、Universal Sompo General Insurance Company Limited)、および持分法適用外の関連会社3社が主として損害保険業を営んでおります。

また、株式会社損保ジャパン調査サービスなど非連結子会社17社、持分法適用外の関連会社6社が損害保険関連事業を営んでおります。

② 金融関連事業

連結子会社の損保ジャパンDC証券株式会社が確定拠出年金事業を、連結子会社の損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社が投信・投資顧問事業を営んでおります。また、YEDグローバルテクノロジー1号投資事業組合など非連結子会社2社、持分法適用関連会社の安田企業投資株式会社および持分法適用外の関連会社8社が有価証券投資事業を営んでおり、連結子会社のSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. および非連結子会社2社がその他金融関連事業を営んでおります。

③ 総務・事務代行等関連事業

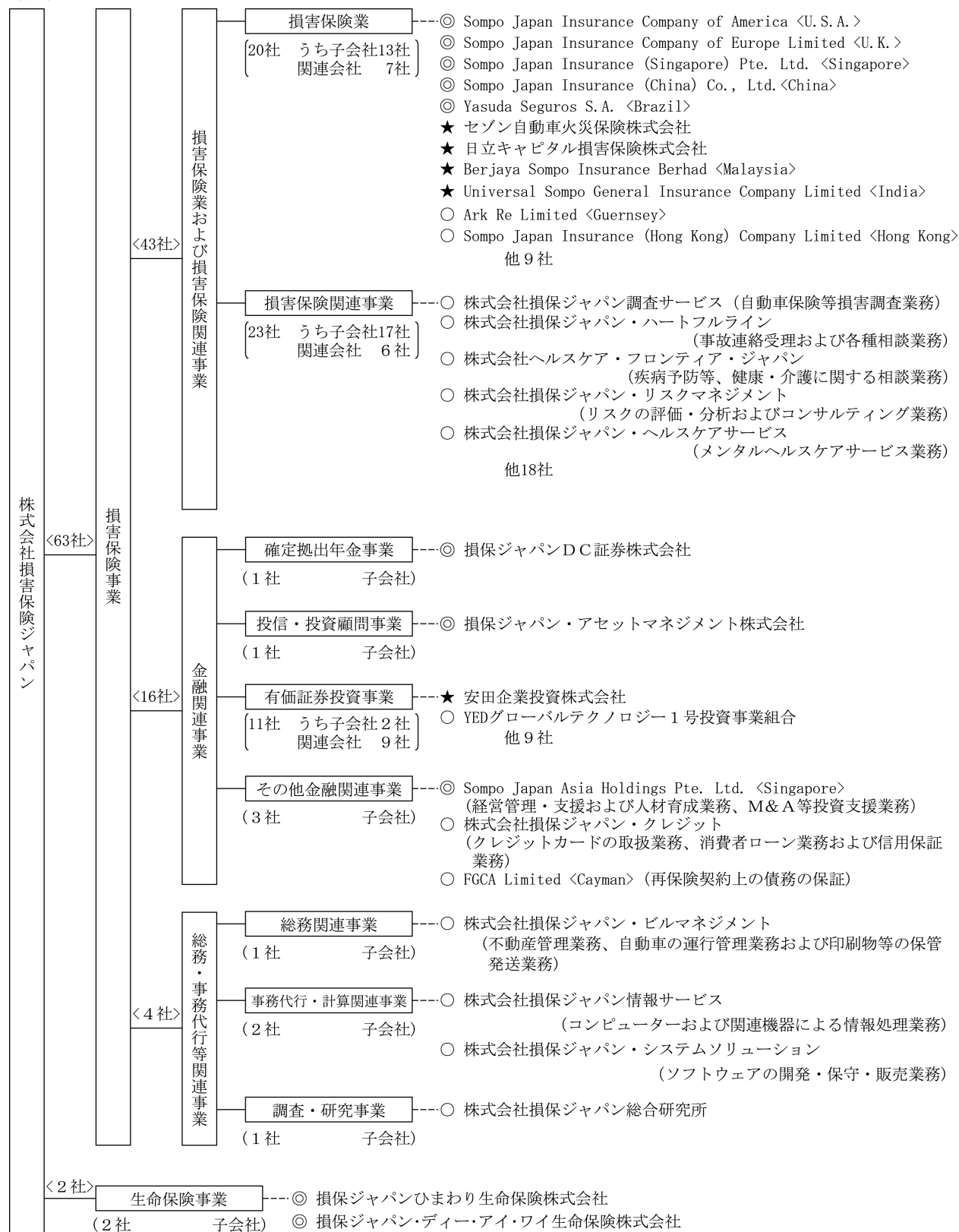
株式会社損保ジャパン情報サービスなど非連結子会社4社が、総務関連事業、事務代行・計算関連事業、調査・研究事業を営んでおります。

(2) 生命保険事業

連結子会社の損保ジャパンひまわり生命保険株式会社および損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社が生命保険事業を営んでおります。

また、連結子会社のYasuda Seguros S.A. が損害保険業のほか、生命保険事業を営んでおります。

以上を事業系統図に示すと次のとおりであります。(平成21年3月31日現在)
事業系統図



- (注) 1 各記号の意味は次のとおりであります。
◎連結子会社 ★持分法適用関連会社 ○非連結子会社
- 2 Sampo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. は、Sampo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdが平成20年10月1日付けで社名変更したものであります。
- 3 Yasuda Seguros S.A. は、一部生命保険事業も営んでおります。
- 4 Sampo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. は、平成20年9月5日付けで出資により新たに子会社となったため、当連結会計年度から連結子会社としております。

4 【関係会社の状況】

(平成21年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
損保ジャパンひまわり 生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250	生命保険事業	100.0	当社は業務委託契約に基づき その業務の代理・事務の代行 を行っております。 役員の兼任等 8名
損保ジャパンDC証券 株式会社	東京都新宿区	11,500	損害保険事業	100.0	当社は運営管理業務の一部を 受託し、また委託してしま す。 役員の兼任等 4名
損保ジャパン・ディー・ アイ・ワイ生命保険株式会社	東京都新宿区	10,100	生命保険事業	90.0	当社は業務委託契約に基づき その業務の代理・事務の代行 を行っております。 役員の兼任等 6名
損保ジャパン・アセット マネジメント株式会社	東京都千代田区	1,200	損害保険事業	70.0	当社は投資顧問契約に基づき 資産運用の一部を委託して おります。 役員の兼任等 8名
Sompo Japan Insurance Company of America	ニューヨーク (アメリカ)	12,057千 米ドル	損害保険事業	100.0	当社と再保険取引を行って おります。 役員の兼任等 4名
Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited	ロンドン (イギリス)	128,700千 英ポンド	損害保険事業	100.0	当社と再保険取引を行って おります。 役員の兼任等 6名
Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.	シンガポール (シンガポール)	99,916千 シンガポールドドル	損害保険事業	100.0	当社の東南アジア域内子 会社、関連会社等に対する経営 管理・支援および人材育成業 務、M&A等投資支援業務を 行っております。 役員の兼任等 5名
Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール (シンガポール)	34,600千 シンガポールドドル	損害保険事業	100.0 [100.0]	当社と再保険取引を行って おります。 役員の兼任等 2名
Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.	大連 (中国)	500,000千 人民元	損害保険事業	100.0	当社は業務委託契約書に基 づき、駐在員業務の一部を委 託してあります。 役員の兼任等 5名
Yasuda Seguros S.A.	サンパウロ (ブラジル)	94,528千 レアル	損害保険事業 および 生命保険事業	99.6	当社は業務委託契約に基づ き損害調査業務の事務の代 行を行っております。 役員の兼任等 4名
(持分法適用関連会社)					
安田企業投資株式会社	東京都千代田区	400	損害保険事業	50.0	当社は投資事業組合へ出資 してあります。 役員の兼任等 3名
セゾン自動車火災 保険株式会社	東京都豊島区	3,610	損害保険事業	46.5	当社は業務委託契約に基 づき、その業務の代理を行 っております。 役員の兼任等 4名
日立キャピタル損害保険 株式会社	東京都千代田区	6,200	損害保険事業	20.6	当社は業務委託契約に基 づき、損害調査業務の代理・ 事務の代行を行っております。 役員の兼任等はありません。
Berjaya Sompo Insurance Berhad	クアラルン プール (マレーシア)	118,000千 リンギット	損害保険事業	30.0	当社は業務提携書に基づ き、技術支援を行って おります。 役員の兼任等 2名
Universal Sompo General Insurance Company Limited	ムンバイ (インド)	1,500,000千 ルピー	損害保険事業	26.0	当社は業務提携書に基づ き、技術支援を行って おります。 役員の兼任等 3名

- (注) 1 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社、損保ジャパンDC証券株式会社、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社、Sompo Japan Insurance Company of Europe Limitedの4社は、特定子会社に該当してあります。
- 2 上記の関係会社15社はいずれも有価証券届出書および有価証券報告書を提出していません。
- 3 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載してあります。

- 4 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[]内に間接所有の割合を内数で記載しております。
- 5 Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. は、平成20年9月5日付けで出資により新たに子会社となったため、当連結会計年度から連結子会社としております。
- 6 Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. は、Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdが平成20年10月1日付けで社名変更したものであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成21年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	18,008 [5,309]
生命保険事業	1,564 [9]
合計	19,572 [5,318]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- 3 生命保険事業セグメントの従業員数が前連結会計年度末と比較して大幅に増加(430人)しておりますが、これは主として、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、当社への出向を解除したこと、および当社からの出向受け入れを行ったこと、ならびに本社管理部門および営業部門を強化したことによるものです。目的は、当社グループの生命保険販売に関する専門性強化および当社と損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との連携強化による生命保険事業の拡大であります。

(2) 提出会社の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
17,042 [5,304]	39.0	10.3	7,138,861

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

平成20年度のわが国経済は、金融資本市場の危機を契機とした世界的な景気後退が見られるなか、外需が急激に落ち込みました。また、企業の資金繰りが厳しい状況となり、設備投資の減少および雇用情勢の急速な悪化など、内需も減少傾向が鮮明となってきました。一方、物価については原油価格の下落以外は、消費者物価は安定基調となりました。

損害保険業界におきましては、自動車保険では新車販売の伸び悩みや無事故割引の進行の影響、火災保険では住宅着工件数の減少を受けて減収基調となりました。

このような情勢の中、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、正味収入保険料と生命保険料がともに減少したため、前連結会計年度に比べて1,261億円減少して1兆7,679億円となりました。一方、経常費用は、責任準備金等繰入額が減少したものの、正味支払保険金や支払備金繰入額、有価証券評価損が増加したことなどから、前連結会計年度に比べて1,119億円増加して1兆9,120億円となりました。経常収益から経常費用を差し引いた当連結会計年度の経常損失は1,440億円と、前連結会計年度の経常利益940億円から2,381億円減少しました。

経常損失に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額ならびに少数株主損失を加減した結果、当期純損失は667億円と、前連結会計年度の当期純利益596億円から1,263億円減少しました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

① 損害保険事業

当連結会計年度は、料率改定の影響で自動車損害賠償責任保険が減収となったことなどにより、正味収入保険料は前連結会計年度に比べて605億円減少して1兆3,081億円になりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、利息及び配当金収入が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べて507億円減少して1兆6,628億円になりました。一方、経常費用は、台風などの自然災害の影響は軽微であり、通常損害も良好に推移したものの、金融保証保険において1,479億円の損失を計上したことや、昨年来の世界的な金融市場の混乱に伴い有価証券評価損が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べて1,792億円増加して1兆8,133億円となりました。経常収益から経常費用を差し引いた経常損失は、前連結会計年度の経常利益795億円から2,300億円減少して1,504億円となりました。

② 生命保険事業

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、生命保険料が前連結会計年度に比べて減少したことなどにより、経常収益は758億円減少して1,082億円となりました。一方、経常費用は、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、責任準備金等繰入額が減少したことなどから、前連結会計年度に

比べて677億円減少して1,018億円となりました。経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前連結会計年度に比べて80億円減少して64億円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローのうち、営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料の減収、支払保険金の増加などにより、前連結会計年度に比べて1,289億円減少して△371億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得額の減少などにより、前連結会計年度に比べて784億円増加して412億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、増配により配当金の支払額が増加したため、前連結会計年度に比べて34億円減少して△193億円となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べて205億円減少して2,994億円となりました。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。
保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 【保険引受および資産運用の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 保険引受業務

a) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	232,338	14.76	△2.92	226,070	14.70	△2.70
海上	46,790	2.97	3.69	42,799	2.78	△8.53
傷害	229,446	14.57	△0.22	242,858	15.79	5.85
自動車	664,376	42.19	△1.55	660,220	42.94	△0.63
自動車損害賠償責任	225,084	14.29	△6.97	190,590	12.40	△15.32
その他	176,544	11.21	1.55	175,096	11.39	△0.82
合計	1,574,581	100.00	△1.90	1,537,636	100.00	△2.35
(うち収入積立保険料)	(134,094)	(8.52)	(△2.12)	(145,491)	(9.46)	(8.50)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含む）

b) 正味収入保険料

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	150,077	10.96	△1.68	148,476	11.35	△1.07
海上	38,366	2.80	2.09	34,963	2.67	△8.87
傷害	128,717	9.40	0.55	126,543	9.67	△1.69
自動車	661,799	48.35	△1.66	657,741	50.28	△0.61
自動車損害賠償責任	228,503	16.69	△1.81	179,982	13.76	△21.23
その他	161,309	11.78	△0.90	160,556	12.27	△0.47
合計	1,368,773	100.00	△1.29	1,308,264	100.00	△4.42

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

c) 正味支払保険金

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	59,843	7.33	△30.23	57,629	6.85	△3.70
海上	16,752	2.05	1.37	16,731	1.99	△0.13
傷害	58,790	7.20	9.57	66,865	7.95	13.74
自動車	409,864	50.19	2.00	412,041	48.98	0.53
自動車損害賠償責任	161,338	19.76	0.30	160,461	19.07	△0.54
その他	110,053	13.48	8.49	127,577	15.16	15.92
合計	816,642	100.00	△0.42	841,305	100.00	3.02

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 資産運用業務

a) 運用資産

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
預貯金	145,780	2.71	127,071	2.64
コールローン	108,800	2.02	73,600	1.53
買現先勘定	47,947	0.89	81,978	1.70
買入金銭債権	47,037	0.87	40,160	0.84
金銭の信託	39,429	0.73	9,715	0.20
有価証券	3,876,515	72.04	3,124,337	64.96
貸付金	506,053	9.40	502,025	10.44
土地・建物	196,072	3.64	193,364	4.02
運用資産計	4,967,637	92.32	4,152,253	86.33
総資産	5,381,107	100.00	4,809,506	100.00

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

b) 有価証券

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国債	870,159	22.45	883,863	28.29
地方債	77,672	2.00	49,126	1.57
社債	457,489	11.80	463,377	14.83
株式	1,429,042	36.86	924,144	29.58
外国証券	947,499	24.44	750,695	24.03
その他の証券	94,652	2.44	53,130	1.70
計	3,876,515	100.00	3,124,337	100.00

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

- 2 前連結会計年度の「その他の証券」の主なものは、投資信託受益証券75,248百万円であります。
当連結会計年度の「その他の証券」の主なものは、投資信託受益証券39,509百万円であります。

c) 利回り

イ) 運用資産利回り（インカム利回り）

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)
預貯金	978	104,688	0.94	704	95,563	0.74
コールローン	648	113,918	0.57	359	84,900	0.42
買現先勘定	558	93,153	0.60	494	102,269	0.48
買入金銭債権	529	38,113	1.39	863	48,105	1.79
金銭の信託	781	46,652	1.68	598	34,081	1.76
有価証券	123,101	3,002,802	4.10	89,016	2,929,333	3.04
貸付金	8,723	493,914	1.77	8,919	508,705	1.75
土地・建物	5,499	200,693	2.74	5,572	196,437	2.84
小計	140,821	4,093,936	3.44	106,527	3,999,397	2.66
その他	1,803	—	—	1,417	—	—
合計	142,625	—	—	107,944	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 収入金額は、連結損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」、「金銭の信託運用損」および「売買目的有価証券運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額であります。

3 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。

4 連結貸借対照表における有価証券には持分法適用会社に係る株式を含めておりますが、平均運用額および年利回りの算定上は同株式を除外しております。

ロ) 資産運用利回り (実現利回り)

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	資産運用 損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	△762	104,688	△0.73	△146	95,563	△0.15
コールローン	648	113,918	0.57	359	84,900	0.42
買現先勘定	558	93,153	0.60	494	102,269	0.48
買入金銭債権	529	38,113	1.39	694	48,105	1.44
金銭の信託	△2,337	46,652	△5.01	△12,746	34,081	△37.40
有価証券	152,480	3,002,802	5.08	△10,307	2,929,333	△0.35
貸付金	8,766	493,914	1.77	8,941	508,705	1.76
土地・建物	5,499	200,693	2.74	5,572	196,437	2.84
金融派生商品	13,778	—	—	54	—	—
その他	△431	—	—	△798	—	—
合計	178,729	4,093,936	4.37	△7,882	3,999,397	△0.20

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
2 資産運用損益 (実現ベース) は、連結損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額であります。
3 平均運用額 (取得原価ベース) は原則として各月末残高 (取得原価または償却原価) の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高 (取得原価または償却原価) の平均に基づいて算出しております。
4 連結貸借対照表における有価証券には持分法適用会社に係る株式を含めておりますが、平均運用額および年利回りの算定上は同株式を除外しております。
5 資産運用利回り (実現利回り) にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り (時価総合利回り) は以下のとおりであります。
なお、資産運用損益等 (時価ベース) は、資産運用損益 (実現ベース) にその他有価証券、買入金銭債権 (その他有価証券に準じて処理をするものに限る) および金銭の信託 (その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る) に係る評価差額 (税効果控除前の金額による) の当連結会計年度増加額を加算した金額であります。
また、平均運用額 (時価ベース) は、平均運用額 (取得原価ベース) にその他有価証券、買入金銭債権 (その他有価証券に準じて処理をするものに限る) および金銭の信託 (その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る) に係る前連結会計年度末評価差額 (税効果控除前の金額による) を加算した金額であります。

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	△762	104,688	△0.73	△146	95,563	△0.15
コールローン	648	113,918	0.57	359	84,900	0.42
買現先勘定	558	93,153	0.60	494	102,269	0.48
買入金銭債権	1,101	38,074	2.89	△107	48,636	△0.22
金銭の信託	△10,879	51,714	△21.04	△11,258	30,600	△36.79
有価証券	△505,780	4,547,995	△11.12	△576,307	3,818,697	△15.09
貸付金	8,766	493,914	1.77	8,941	508,705	1.76
土地・建物	5,499	200,693	2.74	5,572	196,437	2.84
金融派生商品	13,778	—	—	54	—	—
その他	△431	—	—	△798	—	—
合計	△487,502	5,644,152	△8.64	△573,196	4,885,813	△11.73

d) 海外投融資

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
外貨建				
外国公社債	423,692	41.11	368,769	45.17
外国株式	134,892	13.09	77,039	9.44
その他	384,444	37.31	274,770	33.66
計	943,030	91.51	720,579	88.27
円貨建				
非居住者貸付	6,785	0.66	6,081	0.74
外国公社債	49,708	4.82	38,755	4.75
その他	31,000	3.01	50,914	6.24
計	87,494	8.49	95,751	11.73
合計	1,030,524	100.00	816,330	100.00
海外投融資利回り				
運用資産利回り (インカム利回り)		7.34%		4.27%
資産運用利回り (実現利回り)		8.84%		△0.76%

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
- 2 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しております。
- 3 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り (インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「c) 利回り イ) 運用資産利回り (インカム利回り)」と同様の方法により算出したものであります。
- 4 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り (実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「c) 利回り ロ) 資産運用利回り (実現利回り)」と同様の方法により算出したものであります。
- なお、海外投融資に係る時価総合利回りは前連結会計年度△2.04%、当連結会計年度△13.59%であります。
- 5 前連結会計年度の外貨建「その他」の主なものは投資信託受益証券353,359百万円であり、円貨建「その他」はすべて円貨建外国株式であります。
- 当連結会計年度の外貨建「その他」の主なものは投資信託受益証券222,488百万円であり、円貨建「その他」の主なものは円貨建外国株式46,000百万円であります。

(2) 生命保険事業の状況

① 保険引受業務

a) 保有契約高

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	対前年増減 (△) 率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 (△) 率 (%)
個人保険	9,805,207	7.06	10,254,286	4.58
個人年金保険	83,224	△1.60	81,435	△2.15
団体保険	2,006,395	△3.56	2,033,965	1.37
団体年金保険	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

b) 新契約高

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	新契約+ 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+ 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	1,702,489	1,702,489	—	1,656,826	1,656,826	—
個人年金保険	2,289	2,289	—	2,165	2,165	—
団体保険	31,602	31,602	—	21,101	21,101	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

② 資産運用業務

a) 運用資産

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
預貯金	26,705	2.49	24,701	2.24
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	970,433	90.63	1,001,230	90.61
貸付金	13,564	1.27	15,869	1.44
土地・建物	525	0.05	525	0.05
運用資産計	1,011,228	94.44	1,042,327	94.33
総資産	1,070,793	100.00	1,104,956	100.00

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

b) 有価証券

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国債	476,217	49.07	526,869	52.62
地方債	76,731	7.91	70,419	7.03
社債	303,576	31.28	298,062	29.77
株式	6,291	0.65	4,522	0.45
外国証券	106,087	10.93	99,893	9.98
その他の証券	1,528	0.16	1,463	0.15
計	970,433	100.00	1,001,230	100.00

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

- 2 前連結会計年度の「その他の証券」は、すべて投資信託受益証券であります。
当連結会計年度の「その他の証券」は、すべて投資信託受益証券であります。

c) 利回り

イ) 運用資産利回り (インカム利回り)

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)
預貯金	—	21,996	0.00	2	17,317	0.02
コールローン	—	—	—	3	1,260	0.28
買現先勘定	21	4,150	0.52	18	4,105	0.46
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	15,004	916,426	1.64	16,470	983,042	1.68
貸付金	441	12,543	3.52	525	14,849	3.54
土地・建物	15	485	3.12	9	493	1.94
小計	15,482	955,602	1.62	17,030	1,021,068	1.67
その他	—	—	—	1	—	—
合計	15,482	—	—	17,032	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。なお、保険業法第118条に規定する特別勘定に係る収益および資産については除いて記載しております。

2 収入金額は、連結損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。

3 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローンおよび買現先勘定については日々の残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しております。

ロ) 資産運用利回り (実現利回り)

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	資産運用 損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	—	21,996	0.00	2	17,317	0.02
コールローン	—	—	—	3	1,260	0.28
買現先勘定	21	4,150	0.52	18	4,105	0.46
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	15,578	916,426	1.70	15,938	983,042	1.62
貸付金	441	12,543	3.52	525	14,849	3.54
土地・建物	15	485	3.12	9	493	1.94
金融派生商品	67	—	—	371	—	—
その他	△64	—	—	△69	—	—
合計	16,059	955,602	1.68	16,800	1,021,068	1.65

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。なお、保険業法第118条に規定する特別勘定に係る損益および資産については除いて記載しております。
- 2 資産運用損益(実現ベース)は、連結損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額であります。
- 3 平均運用額(取得原価ベース)は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローンおよび買現先勘定については日々の残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しております。
- 4 資産運用利回り(実現利回り)にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り(時価総合利回り)は以下のとおりであります。
- なお、資産運用損益等(時価ベース)は、資産運用損益(実現ベース)にその他有価証券に係る評価差額(税効果控除前の金額による)の当連結会計年度増加額を加算した金額であります。
- また、平均運用額(時価ベース)は、平均運用額(取得原価ベース)にその他有価証券に係る前連結会計年度末評価差額(税効果控除前の金額による)を加算した金額であります。

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	—	21,996	0.00	2	17,317	0.02
コールローン	—	—	—	3	1,260	0.28
買現先勘定	21	4,150	0.52	18	4,105	0.46
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	18,069	916,035	1.97	14,460	985,268	1.47
貸付金	441	12,543	3.52	525	14,849	3.54
土地・建物	15	485	3.12	9	493	1.94
金融派生商品	67	—	—	371	—	—
その他	△64	—	—	△69	—	—
合計	18,551	955,210	1.94	15,323	1,023,295	1.50

d) 海外投融資

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
外貨建				
外国公社債	1,150	1.12	587	0.60
外国株式	144	0.14	54	0.06
その他	84	0.08	141	0.14
計	1,379	1.35	783	0.80
円貨建				
非居住者貸付	—	—	—	—
外国公社債	101,157	98.65	97,016	99.20
その他	—	—	—	—
計	101,157	98.65	97,016	99.20
合計	102,536	100.00	97,800	100.00
海外投融資利回り				
運用資産利回り (インカム利回り)		2.12%		2.10%
資産運用利回り (実現利回り)		2.12%		0.82%

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。なお、保険業法第118条に規定する特別勘定に係る損益および資産については除いて記載しております。
- 2 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しております。
- 3 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り (インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「c) 利回り イ) 運用資産利回り (インカム利回り)」と同様の方法により算出したものであります。
- 4 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り (実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「c) 利回り ロ) 資産運用利回り (実現利回り)」と同様の方法により算出したものであります。なお、海外投融資に係る時価総合利回りは前連結会計年度2.12%、当連結会計年度0.81%であります。
- 5 前連結会計年度の外貨建「その他」の主なものは投資信託受益証券82百万円であります。当連結会計年度の外貨建「その他」の主なものは預貯金89百万円であります。

(参考)

提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	対前期増減(△)額 (百万円)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
保険引受収益	1,572,689	1,550,908	△21,780
保険引受費用	1,388,480	1,410,733	22,252
営業費及び一般管理費	223,546	229,696	6,149
その他収支	△3,240	△2,752	487
保険引受利益	△42,578	△92,274	△49,696

(注) 1 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 種目別保険料・保険金

① 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	217,936	14.24	△3.25	214,225	14.24	△1.70
海上	35,716	2.33	2.49	35,175	2.34	△1.51
傷害	229,189	14.98	△0.18	242,663	16.13	5.88
自動車	658,009	43.00	△1.56	655,923	43.60	△0.32
自動車損害賠償責任	225,084	14.71	△6.97	190,590	12.67	△15.32
その他	164,412	10.74	1.96	165,683	11.01	0.77
合計	1,530,349	100.00	△1.99	1,504,262	100.00	△1.70
(うち収入積立保険料)	(134,094)	(8.76)	(△2.12)	(145,491)	(9.67)	(8.50)

② 正味収入保険料

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	145,999	10.85	△1.93	144,999	11.24	△0.68
海上	31,383	2.33	1.08	29,883	2.32	△4.78
傷害	128,534	9.56	0.62	126,388	9.79	△1.67
自動車	655,777	48.76	△1.67	654,001	50.68	△0.27
自動車損害賠償責任	228,503	16.99	△1.81	179,982	13.95	△21.23
その他	154,825	11.51	△0.44	155,208	12.03	0.25
合計	1,345,024	100.00	△1.30	1,290,464	100.00	△4.06

③ 正味支払保険金

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 (△)率(%)	正味損害率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 (△)率(%)	正味損害率 (%)
火災	58,799	△30.08	41.73	56,127	△4.54	40.29
海上	13,883	1.91	47.11	14,946	7.66	54.01
傷害	58,703	9.67	49.54	66,836	13.85	57.42
自動車	405,980	2.06	68.81	409,814	0.94	70.00
自動車損害賠償責任	161,338	0.30	76.19	160,461	△0.54	95.67
その他	105,425	8.72	71.69	124,581	18.17	84.15
合計	804,131	△0.34	65.11	832,768	3.56	70.34

(注) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料 × 100

(3) 利回り

① 運用資産利回り（インカム利回り）

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)
預貯金	377	80,665	0.47	163	73,671	0.22
コールローン	648	113,918	0.57	359	84,900	0.42
買現先勘定	558	93,153	0.60	494	102,269	0.48
買入金銭債権	529	38,113	1.39	863	48,105	1.79
金銭の信託	781	46,621	1.68	598	34,049	1.76
有価証券	117,636	3,070,586	3.83	84,861	3,034,907	2.80
貸付金	8,723	493,914	1.77	8,919	508,705	1.75
土地・建物	5,326	198,998	2.68	5,453	195,457	2.79
小計	134,582	4,135,971	3.25	101,712	4,082,067	2.49
その他	1,804	—	—	1,396	—	—
合計	136,387	—	—	103,109	—	—

(注) 1 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」および「金銭の信託運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額であります。

2 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。

② 資産運用利回り（実現利回り）

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	資産運用 損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	△1,330	80,665	△1.65	△702	73,671	△0.95
コールローン	648	113,918	0.57	359	84,900	0.42
買現先勘定	558	93,153	0.60	494	102,269	0.48
買入金銭債権	529	38,113	1.39	694	48,105	1.44
金銭の信託	△2,337	46,621	△5.01	△12,746	34,049	△37.44
有価証券	147,406	3,070,586	4.80	△13,464	3,034,907	△0.44
貸付金	8,766	493,914	1.77	8,941	508,705	1.76
土地・建物	5,326	198,998	2.68	5,453	195,457	2.79
金融派生商品	13,778	—	—	54	—	—
その他	△1,751	—	—	△848	—	—
合計	171,596	4,135,971	4.15	△11,764	4,082,067	△0.29

- (注) 1 資産運用損益（実現ベース）は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額であります。
- 2 平均運用額（取得原価ベース）は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。
- 3 資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりであります。
- なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券、買入金銭債権（その他有価証券に準じて処理をするものに限る）および金銭の信託（その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る）に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増加額を加算した金額であります。
- また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券、買入金銭債権（その他有価証券に準じて処理をするものに限る）および金銭の信託（その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る）に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加算した金額であります。

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	△1,330	80,665	△1.65	△702	73,671	△0.95
コールローン	648	113,918	0.57	359	84,900	0.42
買現先勘定	558	93,153	0.60	494	102,269	0.48
買入金銭債権	1,101	38,074	2.89	△107	48,636	△0.22
金銭の信託	△10,879	51,683	△21.05	△11,258	30,569	△36.83
有価証券	△510,852	4,615,777	△11.07	△581,194	3,921,839	△14.82
貸付金	8,766	493,914	1.77	8,941	508,705	1.76
土地・建物	5,326	198,998	2.68	5,453	195,457	2.79
金融派生商品	13,778	—	—	54	—	—
その他	△1,751	—	—	△848	—	—
合計	△494,634	5,686,185	△8.70	△578,808	4,966,050	△11.66

(4) ソルベンシー・マージン比率

項目		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	(百万円)	1,946,854	1,274,786
資本金又は基金等	(百万円)	484,241	391,013
価格変動準備金	(百万円)	36,971	5,779
危険準備金	(百万円)	611	611
異常危険準備金	(百万円)	452,843	446,019
一般貸倒引当金	(百万円)	812	899
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	(百万円)	795,584	285,244
土地の含み損益	(百万円)	38,209	63,450
払戻積立金超過額	(百万円)	—	—
負債性資本調達手段等	(百万円)	—	—
控除項目	(百万円)	70,976	71,480
その他	(百万円)	208,556	153,248
(B) リスクの合計額	(百万円)	438,486	405,628
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	(百万円)		
一般保険リスク (R1)	(百万円)	79,653	86,313
第三分野保険の保険リスク (R2)	(百万円)	—	—
予定利率リスク (R3)	(百万円)	5,759	5,572
資産運用リスク (R4)	(百万円)	222,162	162,558
経営管理リスク (R5)	(百万円)	9,894	13,720
巨大災害リスク (R6)	(百万円)	187,153	202,915
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	(%)	887.9	628.5

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B)リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険
（一般保険リスク）
（第三分野保険の保険リスク）
：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ②予定利率上の危険
（予定利率リスク）
：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険
（資産運用リスク）
：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険
（経営管理リスク）
：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険
（巨大災害リスク）
：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

3 【対処すべき課題】

当社では、平成18年度の金融庁からの業務改善命令に基づき、「コーポレート・ガバナンス」「保険募集管理態勢」「苦情対応態勢」「保険金等支払管理態勢」などの強化を図る業務改善計画を立て、この完遂を経営の最優先課題と認識し、取り組んでおります。

業務改善計画の実施状況等については、業務改善報告書にまとめ、平成20年度においては平成20年6月26日、同9月26日、同12月26日および平成21年3月26日に、金融庁に提出いたしました。

当社にとりまして、平成21年度は、株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提とした日本興亜損害保険株式会社との経営統合による「お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献する新たなソリューション・サービスグループ」の創設のために取り組む年度となります。経営統合の効果を早期かつ最大限に発揮するための準備を進めながら、国内損害保険事業の収益性を高めること、お客さま接点における品質向上を進めること、生命保険事業、海外事業など成長分野への経営資源のシフトを進めることにより、持続的成長と企業価値の向上・社会への貢献を目指します。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクで、投資者の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられる主なものは、以下に掲げるとおりです。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、あるリスク事象の発生により他のリスクが増大する可能性があります。

なお、当社は、これらのリスクを認識したうえで、リスク事象の発生および規模拡大を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

(1) 日本の経済情勢悪化による影響

わが国経済は、金融資本市場の危機を契機とした世界的な景気後退が続く中で外需、内需ともに厳しい状況が続くと見られますが、政府による経済対策の効果などで民間需要が持ち直し、低迷を脱することが期待されます。なお、世界の経済金融情勢の悪化によっては、景気の後退局面が長くなるリスクが存在することに留意する必要があります。今後長期にわたって景気が低迷した場合には、保険事業等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが保有する主な運用資産は、有価証券、貸付金等であり、国内株式、国内債、国内融資および国内不動産等、わが国経済の変動に対するリスクが相対的に大きい資産ポートフォリオとなっており、今後わが国の経済環境等が著しく悪化した場合には、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 損害保険事業の競争激化による影響

平成8年の保険業法改正以降、規制緩和が着実に進展した結果、主要種目である自動車保険を中心に、再編や外資系保険会社の新規参入などによるマーケットシェア競争が激化しており、価格競争も進んできています。

今後、更なる規制緩和の進展や、価格競争が激化した場合には、収益力が低下し、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法律、制度等の変更による影響

主要事業である国内の保険事業は、法律、制度等により詳細かつ包括的な規制を受けていますが、予測不能な規制の変更や新設により、保険商品販売やサービス提供による収入の減少がもたらされること、あるいは保険契約準備金の一層の積み増し等が求められることなどにより、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害リスク

日本には、その固有の風土から、地震・台風・水災・雪害等の様々な自然災害に関するリスクが存在しており、その発生頻度や発生規模を正確に予測することは困難です。

このような自然災害の影響をリスク分散するために、再保険の活用や異常危険準備金の積立を行っておりますが、予想の範囲を上回る頻度や規模の自然災害が、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 予測不能な損害の発生による影響

保険事業は、売上原価が保険金等の支払によって事後的に確定する性質を有しており、大数の法則が有効に機能しない予測不能な損害の発生が、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、金融保証保険においてサブプライムローンを一部含む証券化商品等の保証を提供しておりますが、昨年来の世界的な金融市場の混乱ならびに米国サブプライムローン問題の長期化および深刻化に伴い、平成20年度の金融保証保険損失額（正味支払保険金および支払備金積増額の合計）は1,479億円となりました。金融保証保険は新規の引受を停止しておりますが、世界の経済金融情勢の更なる悪化によっては、過去に引受けた契約に対する保険金が、積み立てている支払備金を超える可能性があります。

(6) 再保険に関するリスク

保険元受事業における引受担保力の拡大、偶発的な巨大災害に対するリスク分散などを主な目的として、再保険を活用しておりますが、再保険市場の需給が極度に逼迫した場合や出再先の再保険会社における信用リスクが顕在化した場合などには、再保険料が高騰したり、十分な再保険が手当てできなかったりするなど、保険事業の収支およびお客さまに提供する商品などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外事業のリスク

海外における保険事業には、国内における保険事業と比べるとその規模は相対的に小さいものの、国内とは異なる各国固有の事業リスクが存在しています。

想定されるリスクは、主に現地における政治・社会・経済に関する情勢や為替レートの急激な変化、突発的な法律・規制の変更などであり、これらが海外事業の収支に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 生命保険事業等のリスク

当社グループでは、事業ポートフォリオの多様化を目指して生命保険事業やアセットマネジメント事業、ヘルスケア事業などの関連事業に進出しており、特に生命保険事業は、近年その規模が拡大しております。生命保険事業には、拡大のために多額の追加的資本が必要となる、既存会社との競争により安定的な市場基盤を構築できない、または商品固有のリスクにより収益性が悪化するなどの様々な事業リスクが存在しており、これらが当社グループの経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 株価の下落による影響

当社グループでは、主に保険取引先企業との中長期的な友好関係の維持の観点などから、国内株式を多く保有しております。国内株式は一般的に価格の変動性が高く、今後の株価の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少による純資産減少など、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 為替の変動による影響

資産運用リスクの分散を図るため、外国債券、外国株式等の海外投資を行っておりますが、各々の現地通貨における資産価値の変動や、為替レートの変動が、これらの資産の価値および投資収益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 金利の変動による影響

債券、貸付金等の固定金利資産を保有していることから、金利が上昇した場合には資産価値が減少し、また固定金利債務である長期保険の責任準備金を有していることから、金利が低下した場合には負債の時価額が増加するなど、金利の大幅な変動が、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 流動性リスク

保険事業においては、保険金支払等の将来の資金ニーズに備えて流動性の高い資産を保有しておりますが、巨大災害や保険契約の解約の増加、または市場の混乱による換金性の低下などにより資金繰りが悪化した場合には、通常よりも高い金利での資金調達や、著しく低い価格での市場における保有有価証券売却を余儀なくされることなどにより、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 投融資先の信用力低下による影響

当社グループが保有している株式、債券などの有価証券や貸付金などは、有価証券の発行体や貸付先の信用力低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になる場合があります。経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 格付の引き下げによる影響

当社は、格付機関から格付を取得しております。当社グループでは、収益力増強や財務の健全性向上等を積極的に図るなど、当社格付水準の維持・向上に取り組んでおりますが、格付の水準は、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けるものであり、また常に格付機関により見直しがなされる可能性があります。仮に、格付機関により格付が引き下げられた場合には、保険事業の営業活動や資金調達コストなどに悪影響が出ることにより、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 訴訟に関するリスク

当社グループは、保険事業を中心として国内外で多様な事業を行っておりますが、これらに関連して訴訟を提起される可能性があり、その結果によっては巨額の賠償金を請求されたり、事業活動に制約を受けたりする場合があります。経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 個人情報等の漏洩等の発生による影響

当社グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報の管理については、グループ各社において情報管理に関するポリシーや事務手続きを策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底

底、システム上のセキュリティ対策などを行っております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの業務運営や、経営成績、財務状況などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 経営統合に関するリスク

当社は、株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提として、日本興亜損害保険株式会社と共同株式移転方式により持株会社を設立し、その傘下で経営統合を行うことに合意し、平成21年3月13日に基本合意書を締結いたしました。

経営統合の時期は平成22年4月を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営や、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 関係当局の許認可や承認が得られない、または遅延するリスク
- ・ 株主総会で承認が得られないリスク
- ・ 何らかの事情により、基本合意書で定めた経営統合の内容が変更となるリスク
- ・ 金融市場の混乱、世界的な経済情勢の悪化等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(18) その他のリスク

上記のほか、災害等の発生、コンピューター・システムの障害による業務の停止、不正行為・法令違反などによるお客さまからの信頼の喪失、あるいはこれらを原因として関係当局から行政処分を受けるなどにより、当社グループの経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、付随的な保険金の支払漏れ、生命保険募集に係る不適切行為などを理由として、金融庁より平成18年5月25日付けで業務の一部停止命令および業務改善命令を受けました。

当社は、この業務改善命令に基づき、「業務改善計画」を策定し平成18年6月26日に金融庁に提出いたしました。当社の「業務改善計画」の実施状況等は、「3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(19) 将来に関する事項について

以上に記載している将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成21年6月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社と日本興亜損害保険株式会社は、平成21年3月13日開催の両社の取締役会において、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合することに向けて合意し、基本契約書を締結しました。

なお、未定事項につきましては、決定次第、公表いたします。

(1) 株式移転の目的

株式移転の目的は、下記のとおりです。

I. 経営統合の背景と目的

日本における中長期的に大きな課題である少子化・高齢化、人口減少社会の到来や世界レベルでの気候変動・地球温暖化の進行によるリスクの増加、また、個人のライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化等に対して、企業は的確な対応を行い、社会の安全・お客さまの安心に貢献することが強く求められています。

当社と日本興亜損害保険株式会社は、このような共通認識のもと、両社120年に及ぶ歴史の中で培ってきた強みを1つのグループとして共有し、「お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献する新たなソリューション・サービスグループ（以下「新グループ」）」を創設することとしました。

II. 経営ビジョンと目指す企業グループ像

「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、ステークホルダーの皆さまから圧倒的なご支持が得られるよう、以下に掲げる「新グループ」の実現を目指します。

1. 最高品質の安心とサービスを提供するグループ

商品開発力・事故対応力・システム対応力を一層強化し、グループ傘下の販売基盤を通じて、より多くのお客さまに最高品質の安心とサービスをご提供します。

2. 国内事業に軸足を置くグループ

国内事業に軸足を置き、両社のブランド価値を強化するとともに、事業基盤の共通化を進めることにより、グループ経営効率を向上させ、競争力の一層の向上を目指します。

3. 社会と環境にやさしい幅広いソリューションを提供するグループ

保険事業の枠を超えて、健康・医療・環境等をキーワードに、人々の生活や企業活動に幅広いソリューションをご提供するとともに、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任（CSR）を実現し、地球温暖化問題への積極的な取り組みにより環境と経営の両立を目指します。

4. 株主価値の最大化を図るグループ

海外保険事業・アセットマネジメント事業等成長分野への最適な経営資源の投入、グループ内の業務の効率化を通じて、株主価値の最大化を図るとともに、適正・持続的な株主還元を実現します。また、経営の一層の透明性を確保するとともに、収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたグループのブランドを確立します。

5. 自由闊達・オープンで活力溢れる企業文化を有するグループ

さまざまなレベル・領域での人材交流・共同での教育の機会を提供することにより、ノウハウの有効活用や組織の活性化を図り、代理店・社員が働きがいを実感し、最良のパートナーとしてともに成長できるグループを形成します。

6. いずれの企業・金融グループからも独立したグループ

独立系のグループとして、いずれの企業・金融グループとも等距離かつ友好的な関係を構築します。

(2) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

会社法第772条第2項に規定される共同株式移転を行うことにより、共同持株会社を設立し、両社はその完全子会社となります。詳細については未定であり、今後、両社で協議のうえ、決定いたします。

なお、株式移転比率は平成21年7月中を目途に公表し、共同持株会社の設立は平成22年4月を目指す予定です。

(3) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

詳細については未定であり、今後、両社で協議のうえ、決定いたします。

(4) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

詳細については未定であり、今後、両社で協議のうえ、決定いたします。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」に記載のとおりですが、特に以下の事項に関する会計方針および見積りが当社グループの連結財務諸表の作成に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 有価証券の減損

その他有価証券で時価のあるものについては、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損の対象としております。

当連結会計年度においては、株式相場の低迷を主因として、有価証券評価損は800億円となりました。総資産に占める国内株式の割合が高いことから、今後の株式相場が変動した場合には、有価証券評価損の追加的な計上が必要となる可能性があります。

② 固定資産の減損

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。

当連結会計年度においては、固定資産の減損損失は発生しておりません。

回収可能価額は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としていることから、今後の不動産取引相場や賃料相場などが変動した場合には、減損損失の追加的な計上が必要となる可能性があります。

③ 繰延税金資産

当連結会計年度における繰延税金資産および繰延税金負債の内訳は、「第5 経理の状況」の「注記事項（税効果会計関係）」に記載したとおりであります。

繰延税金資産の計上に際しては、将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能性の見込めない部分を評価性引当額として、繰延税金資産から控除しております。

将来、経営環境の変化等により課税所得の見積りが大きく変動した場合や、税制改正により税率の変更等が生じた場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

④ 貸倒引当金

貸倒引当金の計上基準は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載したとおりであります。

将来、貸付先等の財政状態が変化した場合には、貸倒引当金の計上額が変動する可能性があります。

⑤ 支払備金

支払備金は、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支払っていない金額の見積額を計上しております。このうち、既発生未報告の支払備金については、主として統計的な見積方法により算出しております。なお、金融保証保険については、昨年来の世界的な金融市場の混乱ならびに米国サブプライムローン問題の長期化および深刻化に伴い、当連結会計年度における支払備金積増額は1,099億円となりました。世界の経済金融情勢の更なる悪化などにより、金融保証保険の支払備金の必要額が変動する可能性があります。

また、将来、インフレや為替の影響、さらには裁判の判例の動向などにより支払備金の必要額が変動する可能性があります。

⑥ 責任準備金等

保険契約に基づく将来の債務の履行に備え、責任準備金等を積み立てております。また、一部の長期の保険契約について標準責任準備金を積み立てております。

金利や為替などの経済状況、さらには損害発生状況その他の将来の動向などにより、責任準備金等の必要額が変動する可能性があります。

⑦ 退職給付債務等

退職給付費用および退職給付債務の計算の基礎は、「第5 経理の状況」の「注記事項（退職給付関係）」に記載したとおりであります。

これらの計算の基礎と実績値が異なる場合、または計算の基礎が変更された場合には、将来の退職給付費用および退職給付債務が変動する可能性があります。

(2) 経営成績の分析

① 経常収益

当連結会計年度の経常収益は、正味収入保険料と生命保険料がともに減少したため、前連結会計年度に比べて1,261億円減少して1兆7,679億円となりました。

事業の種類別状況は次のとおりとなりました。

損害保険事業におきましては、料率改定の影響により自動車損害賠償責任保険が減収となったことなどにより、正味収入保険料は前連結会計年度に比べて605億円減少して1兆3,081億円になりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、利息及び配当金収入が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べて507億円減少して1兆6,628億円になりました。

生命保険事業におきましては、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、生命保険料が前連結会計年度に比べて減少したことなどにより、経常収益は758億円減少して1,082億円となりました。

② 経常費用

当連結会計年度の経常費用は、責任準備金等繰入額が減少したものの、正味支払保険金や支払備金繰入額、有価証券評価損が増加したことなどから、前連結会計年度に比べて1,119億円増加して1兆9,120億円となりました。

事業の種類別状況は次のとおりとなりました。

損害保険事業におきましては、台風などの自然災害の影響は軽微であり、通常損害も良好に推移し

たものの、金融保証保険において1,479億円の損失を計上したことや、昨年来の世界的な金融市場の混乱に伴い有価証券評価損が増加したことなどにより、経常費用は前連結会計年度に比べて1,792億円増加して1兆8,133億円となりました。

生命保険事業におきましては、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、責任準備金等繰入額が減少したことなどから、経常費用は前連結会計年度に比べて677億円減少して1,018億円となりました。

③ 経常利益および当期純利益

経常収益から経常費用を差し引いた当連結会計年度の経常損失は1,440億円と、前連結会計年度の経常利益940億円から2,381億円減少しました。事業の種類別では、損害保険事業は1,504億円の経常損失となりました。生命保険事業は64億円の経常利益となりました。

経常損失に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額ならびに少数株主損失を加減した結果、当期純損失は667億円となり、前連結会計年度の当期純利益596億円から1,263億円減少しました。

(3) 財政状態の分析

① 資産の部

当連結会計年度末の資産の部合計は、株式、外国証券などの有価証券の減少などにより、前連結会計年度末に比べて5,373億円減少して5兆9,133億円になりました。

② 負債の部

当連結会計年度末の負債の部合計は、前連結会計年度末に比べて611億円減少して5兆3,184億円となりました。

負債の部のうち主要な科目である保険契約準備金の残高は、主として支払備金の増加により、前連結会計年度末に比べて287億円増加して4兆9,985億円となりました。

③ 純資産の部

当連結会計年度末の純資産の部合計は、世界的な金融市場の混乱に伴いその他有価証券評価差額金が減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べて4,762億円減少して5,949億円となりました。

(4) 資金の財源および資金の流動性の分析

① キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料の減収、支払保険金の増加などにより、前連結会計年度に比べて1,289億円減少して△371億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得額の減少などにより、前連結会計年度に比べて784億円増加して412億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、増配により配当金の支払額が増加したため、前連結会計年度に比べて34億円減少して△193億円となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べて

205億円減少して2,994億円となりました。

② 資金の流動性

資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定範囲の短期投資※からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保しています。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

※ 一定範囲の短期投資：価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。
保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 主要連結指標

1 連結損益計算書項目

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	比較増減 (百万円)
経常収益	1,894,121	1,767,980	△126,140
（うち保険引受収益）	1,717,432	1,657,757	△59,675
（うち資産運用収益）	167,616	101,968	△65,648
経常費用	1,800,057	1,912,032	111,975
（うち保険引受費用）	1,487,289	1,476,233	△11,055
（うち資産運用費用）	21,662	139,430	117,768
（うち営業費及び一般管理費）	286,944	293,790	6,846
経常利益（△は経常損失）	94,063	△144,052	△238,116
当期純利益（△は当期純損失）	59,636	△66,710	△126,346

2 連結キャッシュ・フロー計算書項目

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	比較増減 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	91,847	△37,138	△128,985
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,208	41,246	78,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,901	△19,303	△3,401
現金及び現金同等物に係る換算差額	△846	△5,305	△4,458
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,889	△20,501	△58,391
現金及び現金同等物の期首残高	282,108	319,998	37,889
現金及び現金同等物の期末残高	319,998	299,497	△20,501

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、主として損害保険事業において、顧客サービスの拡充、営業店舗網の整備、高度情報化への対応強化を目的として実施いたしました。

そのうち主なものは、営業店舗の整備(35億円)、コンピューター関連機器の増設(28億円)、ならびに車両および運搬具の購入(22億円)であり、これらを含む当連結会計年度中の投資総額は113億円であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社および連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成21年3月31日現在)

店名 (所在地)	所属 出先機関 (店)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	摘要 (百万円)
			土地 (面積㎡)	建物	動産	リース資産		
本店 東京本部含む (東京都新宿区) ほか東京地区4支店	54	損害保険事業	40,905 (346,571.60) [2,315.10]	28,953	15,795	1,649	4,928 [1,194]	賃借料 2,671
神奈川本部 (東京都新宿区) ほか本部管下2支店	11	損害保険事業	553 (2,558.63)	1,075	213	6	638 [235]	賃借料 329
埼玉本部 (東京都新宿区) ほか本部管下2支店	12	損害保険事業	2,791 (2,934.10)	816	203	2	501 [185]	賃借料 210
千葉本部 (東京都新宿区) ほか本部管下2支店	14	損害保険事業	262 (1,565.11)	197	149	2	440 [159]	賃借料 452
北海道本部 (札幌市中央区) ほか本部管下4支店	22	損害保険事業	1,297 (6,143.56)	1,693	309	8	671 [230]	賃借料 93
東北本部 (仙台市宮城野区) ほか本部管下6支店	43	損害保険事業	2,066 (5,564.49)	1,640	472	11	987 [331]	賃借料 572
関東本部 (東京都新宿区) ほか本部管下4支店	17	損害保険事業	1,228 (4,470.53)	1,948	421	8	849 [297]	賃借料 351
静岡本部 (東京都新宿区) ほか本部管下2支店	9	損害保険事業	650 (2,224.26)	1,020	163	4	469 [154]	賃借料 149
中部本部 (名古屋市中区) ほか本部管下4支店	24	損害保険事業	4,047 (8,979.37) [247.07]	2,854	503	15	1,289 [447]	賃借料 246
信越本部 (東京都新宿区) ほか本部管下2支店	20	損害保険事業	1,832 (5,808.02)	1,004	252	4	523 [180]	賃借料 160
北陸本部 (東京都新宿区) ほか本部管下3支店	13	損害保険事業	973 (3,732.17)	1,334	227	1	454 [142]	賃借料 51
関西第一本部 (大阪市中央区) ほか本部管下4支店	17	損害保険事業	7,332 (21,216.67) [422.74]	6,826	596	78	1,501 [500]	賃借料 558
関西第二本部 (大阪市中央区) ほか本部管下4支店	15	損害保険事業	1,995 (3,180.74)	1,329	290	4	612 [223]	賃借料 311
中国本部 (広島市中区) ほか本部管下5支店	24	損害保険事業	2,360 (8,122.57) [14.91]	2,368	383	10	803 [265]	賃借料 145
四国本部 (高松市紺屋町) ほか本部管下4支店	20	損害保険事業	1,737 (4,750.55)	1,182	249	3	564 [184]	賃借料 70
九州本部 (福岡市博多区) ほか本部管下11支店	50	損害保険事業	3,265 (10,714.61) [8.98]	3,610	733	30	1,813 [612]	賃借料 539

(2) 国内子会社

(平成21年3月31日現在)

会社名	店名 (所在地)	所属 出先機関 (店)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	摘要 (百万円)
				土地 (面積㎡)	建物	動産	リース資産		
損保ジャパンひまわり 生命保険株式会社	本店 (東京都 新宿区)	57	生命保険事業	—	419	94	384	1,512 [8]	賃借料 1,969
損保ジャパン DC証券株式会社	本店 (東京都 新宿区)	—	損害保険事業	—	23	37	—	67	賃借料 83
損保ジャパン・ ディー・アイ・ワイ 生命保険株式会社	本店 (東京都 新宿区)	—	生命保険事業	—	31	69	24	52 [1]	賃借料 43
損保ジャパン・ アセットマネジメント 株式会社	本店 (東京都 千代田区)	—	損害保険事業	—	8	30	—	87	賃借料 128

(3) 在外子会社

(平成21年3月31日現在)

会社名	店名 (所在地)	所属 出先機関 (店)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	摘要 (百万円)
				土地 (面積㎡)	建物	動産	リース資産		
Sompo Japan Insurance Company of America	本店 (アメリカ ニューヨーク)	5	損害保険事業	—	—	33	—	90 [5]	賃借料 110
Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited	本店 (イギリス ロンドン)	6	損害保険事業	—	—	30	—	73	賃借料 91
Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.	本店 (シンガポ ール)	—	損害保険事業	—	1	5	—	4	賃借料 1
Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	本店 (シンガポ ール)	—	損害保険事業	—	2	2	—	67	賃借料 24
Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.	本店 (中国 大連)	1	損害保険事業	—	—	107	—	223	賃借料 122
Yasuda Seguros S. A.	本店 (ブラジル サンパウロ)	9	損害保険事業 生命保険事業	64 (3,365.82)	660	150	—	355	賃借料 32

- (注) 1 上記はすべて営業用設備であります。
2 所属出先機関数は、支社、営業所および海外駐在員事務所の合計であります。ただし、海外駐在員事務所については本店に含めております。
3 臨時従業員数については、従業員数欄に [] で外書きしております。
4 土地または建物を賃借している場合には、摘要欄に賃借料を記載しております。また、土地の賃借面積については、土地欄に [] で外書きしております。
5 上記のほか、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

会社名	設備名	帳簿価額(百万円)	
		土地 (面積㎡)	建物 (面積㎡)
提出会社	横浜東口ビル (神奈川県横浜市)	1,305 (3,464.05)	4,514 (32,106.36)
提出会社	立川ビル (東京都立川市)	8,453 (1,716.82)	2,977 (11,435.20)
提出会社	名古屋ビル (愛知県名古屋市)	457 (974.66)	777 (8,158.66)
提出会社	本社ビル (東京都新宿区)	154 (483.51)	504 (6,470.82)
提出会社	札幌ビル (北海道札幌市)	462 (964.98)	478 (6,045.38)

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在の重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 新設

該当事項はありません。

(2) 改修

該当事項はありません。

(3) 売却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	単元株式数は1,000株であります。
計	987,733,424	987,733,424	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	278(注)1参照	245(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	278,000(注)2参照	245,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行) 1株当たり777円 資本組入額 1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行) 1株当たり712円 資本組入額 1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行) 1株当たり581円 資本組入額 1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行) 1株当たり574円 資本組入額 1株当たり287円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	340(注)1参照	280(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000(注)2参照	280,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行) 1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行) 1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	572(注)1参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572,000(注)2参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年2月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行) 1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	728(注)1参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000(注)2参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年2月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行) 1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議（平成18年7月21日）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	324(注)1参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注)2参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行) 1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年1月26日）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	316(注)1参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注)2参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,623円(平成19年2月15日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行) 1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年7月27日）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	403(注)1参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注)2参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行) 1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年1月25日）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	382(注)1参照	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注)2参照	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり990円(平成20年2月12日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年2月12日発行) 1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年7月25日）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,533(注)1参照	3,441(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	453,300(注)2参照	344,100(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成20年8月11日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年8月11日発行) 1株当たり941円 資本組入額 1株当たり471円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は100株であります。

2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 行使条件

(1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

(3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額）

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株あたり1円とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①、②、③、④または⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年7月1日 (注)	91,509	987,733	8,578	70,000	634	24,229

(注) 日産火災海上保険株式会社との合併(合併比率1:0.36)に伴うものであります。

(5) 【所有者別状況】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	171	45	667	500	11	27,022	28,418	—
所有株式数 (単元)	33	432,001	12,416	86,223	329,960	94	121,761	982,488	5,245,424
所有株式数 の割合(%)	0.00	43.97	1.26	8.78	33.58	0.01	12.39	100.00	—

(注) 1 自己株式3,188,703株は、「個人その他」の欄に3,188単元および「単元未満株式の状況」の欄に703株を含めて記載しております。

2 株式会社証券保管振替機構名義の株式4,306株は、「その他の法人」の欄に4単元および「単元未満株式の状況」の欄に306株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	66,879	6.77
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	55,204	5.59
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	53,520	5.42
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	46,357	4.69
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-11	40,908	4.14
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	32,324	3.27
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	21,600	2.19
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 株式会社損害保険ジャパン本店内	20,382	2.06
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	13,434	1.36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,957	1.11
計	—	361,566	36.61

(注) 1 第一生命保険相互会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式17,971千株が含まれております。(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」です。)

2 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行および共同保有者計4社から平成21年3月23日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年3月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	32,324	3.27
みずほ信託銀行株式会社	24,738	2.50
みずほインベスターズ証券株式会社	3,776	0.38
みずほ投信投資顧問株式会社	5,196	0.53

3 当社は、サウスイースタン アセット マネージメント インクから平成21年3月16日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年3月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
サウスイースタン アセット マネージメント インク	74,807	7.57

- 4 当社は、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社および共同保有者計4社から平成21年2月17日付けで提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成21年2月9日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
- なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	15,894	1.61
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	14,213	1.44
パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	5,831	0.59
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	6,853	0.69

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,188,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 979,293,000	979,293	—
単元未満株式	普通株式 5,245,424	—	—
発行済株式総数	987,733,424	—	—
総株主の議決権	—	979,293	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式703株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成21年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3,188,000	—	3,188,000	0.32
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—	3,195,000	—	3,195,000	0.32

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は取締役および執行役員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主利益の向上を図ることを目的として、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

① 平成12年6月29日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づき、当社が自己株式を買い付ける方式により、平成12年6月29日開催の定時株主総会終結時において在任する全取締役に対して、株式の譲渡を請求できる権利を付与することが、定時株主総会において決議されております。

付与対象者の区分及び人数	株式の種類	株式数(株)	譲渡価額(円)	権利行使期間	権利行使についての条件
取締役 29名	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	450,000 (1人あたり1万株以上3万株以内)	605	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで	(注)参照

(注) 権利行使条件

- (1) 権利を付与された者が当社取締役の地位を失った場合は、その日から3年以内(ただし、権利行使期間の末日まで)に限り権利を行使することができます。
- (2) 権利を付与された者が死亡した場合には、その日から3年以内(ただし、当社取締役としての地位を失った後に死亡した場合には地位を失った日から3年以内)に限り、付与契約に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) その他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する契約に定めるところによります。

② 平成13年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づき、当社が自己株式を買い付ける方式により、平成13年6月28日開催の定時株主総会終結時において在任する全取締役および使用人のうち当該定時株主総会終了後最初に開催される取締役会にて選任された全執行役員に対して、株式の譲渡を請求できる権利を付与することが、定時株主総会において決議されております。

付与対象者の区分及び人数	株式の種類	株式数(株)	譲渡価額(円)	権利行使期間	権利行使についての条件
取締役 12名	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	450,000 (1人あたり1万株以上3万株以内)	797	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで	(注)参照
執行役員 16名					

(注) 権利行使条件

- (1) 権利を付与された者が当社取締役または執行役員としての地位を失った場合は、その日から3年以内(ただし、権利行使期間の末日まで)に限り権利を行使することができます。
- (2) 権利を付与された者が死亡した場合には、その日から3年以内(ただし、当社取締役または執行役員としての地位を失った後に死亡した場合には地位を失った日から3年以内)に限り、付与契約に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) その他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役または執行役員との間で締結する契約に定めるところによります。

③ 平成14年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月27日開催の第59回定時株主総会により選任される取締役および当該定時株主総会終了後から次期定時株主総会が終結するまでの間に開催される当社の取締役会にて選任される執行役員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが定時株主総会において特別決議されております。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役員 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	800,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり705円(平成15年1月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 平成15年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成15年6月27日開催の第60回定時株主総会により選任される取締役および当該定時株主総会終了後から次期定時株主総会が終結するまでの間に開催される当社の取締役会にて選任される執行役員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが定時株主総会において特別決議されております。

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員 28名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	600,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり735円(平成15年8月1日発行) 1株あたり901円(平成16年2月2日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤ 平成16年6月29日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月29日開催の第61回定時株主総会により選任される取締役および当該定時株主総会終了後から次期定時株主総会が終結するまでの間に開催される当社の取締役会にて選任される執行役員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが定時株主総会において特別決議されております。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	625,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株あたり1,082円(平成17年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥ 平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会により選任される取締役および当該定時株主総会終了後から次期定時株主総会が終結するまでの間に開催される当社の取締役会にて選任される執行役員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが定時株主総会において特別決議されております。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	733,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株あたり1,665円(平成18年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦ 平成18年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度等

平成18年6月28日開催の第63回定時株主総会により選任される取締役に対して、報酬として年額400百万円の範囲内で新株予約権を発行することが定時株主総会において決議されております。また、上記に加え、取締役および当該定時株主総会終了後から次期定時株主総会が終結するまでの間に開催される当社の取締役会にて選任される執行役員に対して、新株予約権を発行することおよび新株予約権の発行内容が平成18年7月21日および平成19年1月26日開催の取締役会において決議されております。

なお、取締役に対する上記報酬額は、二項モデルにより算出した新株予約権の公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額を勘案し定めております。

決議年月日	平成18年7月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名 執行役員 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	324,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年1月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名 執行役員 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	316,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,623円(平成19年2月15日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧ 平成19年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度等

平成19年6月27日開催の第64回定時株主総会により選任される取締役に対して、報酬として年額400百万円の範囲内で新株予約権を発行することが定時株主総会において決議されております。また、上記に加え、取締役および当該定時株主総会終了後から次期定時株主総会が終結するまでの間に開催される当社の取締役会にて選任される執行役員に対して、新株予約権を発行することおよび新株予約権の発行内容が平成19年7月27日および平成20年1月25日開催の取締役会において決議されております。

なお、取締役に対する上記報酬額は、二項モデルにより算出した新株予約権の公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額を勘案し定めております。

決議年月日	平成19年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役員 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	403,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年1月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役員 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	382,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり990円(平成20年2月12日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑨ 平成20年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度等

平成20年6月25日開催の第65回定時株主総会において、月額報酬とは別枠で、取締役に対する報酬として年額400百万円の範囲内（うち社外取締役分は30百万円の範囲内）で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されております。また、上記に加え、取締役および執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することおよび新株予約権の発行内容が平成20年7月25日開催の取締役会において決議されております。

なお、取締役に対する上記報酬額は、二項モデルにより算出した新株予約権の公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額を勘案し定めております。

決議年月日	平成20年7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 14名 執行役員 30名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
株式の数(株)	471,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(平成20年8月11日発行)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	248,307	213,482,812
当期間における取得自己株式	23,053	14,258,311

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプション行使によるもの)	63,300	36,213,300	109,200	109,200
(単元未満株式の買増請求による処分)	178,299	141,011,994	3,594	1,950,240
保有自己株式数	3,188,703	—	3,098,962	—

(注) 1 当期間における自己株式の処分株式数および処分価額の総額には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプション行使によるものおよび単元未満株式の買増請求によるものは含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプション行使によるものおよび単元未満株式の買増請求により処分した株式数、および単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、損害保険会社の社会的な使命として、地震や風水災などの自然災害の発生に備え支払余力を増強するため、また今後の事業環境の変化に備えるため、内部留保の充実に努めております。それと同時に、株主の皆様への還元方針として、配当実額の安定的な増加を掲げ、中長期的に連結ベースの純資産配当率（DOE）を2%とすることを目標水準としております。

損害保険事業は、自然災害による支払保険金の増加、株式市場の大幅下落による評価損の計上など、短期間の事象が通期業績へ与える影響が大きいことなどから、毎事業年度における配当の回数は、現時点では年一回としております。なお、配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、当社の基本方針に沿って、1株につき20円といたしました。今後も、配当実額の安定的な増加を目指し、株主の皆様の期待に応えてまいりたいと考えております。

また、内部留保資金につきましては、事業展開のための経営基盤強化に活用するほか、保険金等の支払に備えて安全確実に運用してまいります。

（注）当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成21年6月25日 （定時株主総会決議）	19,690	20.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,172	1,760	1,807	1,680	1,291
最低(円)	837	970	1,335	829	421

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	930	822	647	669	600	598
最低(円)	488	479	445	508	438	421

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(平成21年6月25日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 社長執行役員		佐藤 正 敏	昭和24年3月2日生	昭和47年4月 当社入社 以後 山梨支店長、システム企画部長、情報システム部長、社長室長を経て、 平成12年6月 取締役 社長室長 平成13年6月 取締役 執行役員 情報システム部長 平成14年4月 取締役 常務執行役員 平成16年7月 取締役 常務執行役員 企業営業企画部長 平成17年4月 取締役 常務執行役員 平成18年6月 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る。	(注) 3	47
代表取締役 専務 執行役員	関西第一 本部長	中野 久	昭和27年6月21日生	昭和50年4月 当社入社 以後 中部業務部長、アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社(現損保ジャパンひまわり生命保険株式会社) 出向、セゾン自動車火災保険株式会社出向、医療・福祉開発部長を経て、 平成17年4月 執行役員 人事部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員 人事部長 平成18年9月 取締役 常務執行役員 平成20年4月 代表取締役 常務執行役員 関西第一本部長 平成21年4月 代表取締役 専務執行役員 関西第一本部長 現在に至る。	(注) 3	15
取締役 専務 執行役員		布施 光 彦	昭和26年6月26日生	昭和49年4月 当社入社 以後 青森支店長、本店自動車営業第二部長を経て、 平成15年4月 常務執行役員 神奈川本部長兼神奈川業務部長兼神奈川自由化対応室長 平成16年4月 常務執行役員 神奈川・静岡本部長兼神奈川・静岡業務部長兼神奈川・静岡自由化対応室長 平成17年7月 常務執行役員 神奈川・静岡本部長兼神奈川・静岡自由化対応室長 平成18年6月 常務執行役員 東京本部長 平成19年4月 専務執行役員 東京本部長 平成21年4月 専務執行役員 平成21年6月 取締役 専務執行役員 現在に至る。	(注) 3	20
取締役 専務 執行役員		富田 健 一	昭和24年6月28日生	平成14年9月 株式会社みずほコーポレート銀行退職 平成14年10月 当社入社 平成15年2月 理事 平成15年4月 執行役員 平成15年7月 執行役員 リスク管理部長兼財務管理部長 平成16年4月 常務執行役員 リスク管理部長兼財務管理部長 平成17年7月 常務執行役員 財務管理部長 平成19年4月 常務執行役員 平成19年6月 取締役 常務執行役員 平成20年4月 取締役 専務執行役員 現在に至る。	(注) 3	15
取締役 専務 執行役員		敷間 浩 喜	昭和27年2月25日生	昭和50年4月 当社入社 以後 財務企画部長、財務企画部長兼株式投資室長、財務企画部長、財務企画部長兼グローバル運用部長、財務企画部長、財務企画部長兼株式投資部長、財務企画部長を経て、 平成16年4月 理事 財務企画部長 平成16年7月 執行役員 財務企画部長 平成17年4月 常務執行役員 財務企画部長 平成17年6月 取締役 常務執行役員 財務企画部長 平成18年4月 取締役 常務執行役員 平成20年4月 取締役 専務執行役員 現在に至る。	(注) 3	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務 執行役員		吉 満 英 一	昭和27年12月19日生	昭和51年4月 当社入社 以後 確定拠出年金・投信事業推進 部長、事業企画部長兼確定拠出年 金・投信事業推進部長、確定拠出年 金・投信事業推進部長を経て、 平成17年4月 執行役員 経理部長兼グループ事業 企画部長 平成17年7月 執行役員 経営企画部長 平成18年6月 常務執行役員 経営企画部長 平成19年4月 常務執行役員 平成19年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る。	(注) 3	7
取締役 常務 執行役員		石 井 雅 実	昭和27年9月4日生	昭和51年4月 当社入社 以後 企画開発部長、企画開発部長 兼団体組織開発室長を経て、 平成17年4月 執行役員 企画開発部長兼団体組織 開発部長 平成17年7月 執行役員 平成18年3月 執行役員 企業営業企画部長 平成19年4月 常務執行役員 企業営業企画部長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る。	(注) 3	17
取締役 常務 執行役員		大 岩 武 史	昭和27年12月7日生	昭和51年4月 当社入社 以後 火災新種業務部長、企業商品 業務部長、企業商品業務部長兼企業 企画部長、企業商品業務部長兼保 有・再保険室長兼企業マーケット開 発部長、企業商品業務部長兼企業営 業企画部長、企業商品業務部長兼 企業営業企画部長兼国際企画部長、 企業商品業務部長兼国際企画部長、 国際企画部長を経て、 平成17年7月 執行役員 国際企画部長 平成19年4月 常務執行役員 平成19年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る。	(注) 3	10
取締役 常務 執行役員		櫻 田 謙 悟	昭和31年2月11日生	昭和53年4月 当社入社 以後 統合企画部長、統合企画部長 兼DL準備室長、事業企画部長、経 営企画部長を経て、 平成17年7月 執行役員 金融法人部長 平成19年4月 常務執行役員 平成19年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る。	(注) 3	15
取締役 常務 執行役員		山 口 裕 之	昭和31年2月13日生	昭和54年4月 当社入社 以後 経理部長、経理部長兼国際経 理室長、経理部長、経理部長兼企業 商品業務部長、企業商品業務部長を 経て、 平成19年4月 執行役員 経営企画部長 平成21年4月 常務執行役員 平成21年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る。	(注) 3	14
取締役 常務 執行役員		荒 井 啓 隆	昭和30年2月8日生	昭和53年4月 当社入社 以後 人事部長、埼玉東支店長、愛 知自動車営業第一部長を経て、 平成19年4月 執行役員 長野支店長 平成21年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る。	(注) 3	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)		八木良樹	昭和13年2月27日生	昭和35年4月 株式会社日立製作所入社 以後 同社業務部長、経理部長を経て、 平成3年6月 同社取締役 経理部長 平成5年6月 同社常務取締役 経理部長 平成6年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年4月 同社代表取締役 取締役副社長 平成14年6月 当社監査役 平成15年6月 同社代表執行役 執行役副社長 兼 取締役 平成16年4月 同社取締役 平成16年6月 同社取締役 監査委員長 平成17年6月 同社取締役 取締役会議長 監査委員長 平成19年4月 同社取締役 監査委員長 平成20年6月 同社名誉顧問、当社取締役 現在に至る。	(注) 3	—
取締役 (非常勤)		長谷川俊明	昭和23年9月13日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成6年4月 当社顧問弁護士 平成17年6月 当社監査役 平成20年6月 当社取締役 現在に至る。	(注) 3	—
監査役 (常勤)		飯田二郎	昭和24年12月15日生	昭和49年4月 当社入社 以後 東京業務部長、山形支店長、 株式会社ジャパン保険サービス出向を経て、 平成15年10月 理事 株式会社ジャパン保険サービス出向 平成17年7月 理事 新潟支店長 平成18年6月 常務執行役員 中国本部長 平成20年4月 常務執行役員 平成20年6月 監査役 現在に至る。	(注) 4	12
監査役 (常勤)		中村幸雄	昭和24年1月2日生	昭和48年4月 当社入社 以後 山陰支店長、営業推進部長、 営業サービス推進部長を経て、 平成12年6月 執行役員 営業推進部長 平成14年4月 執行役員 北日本本部長兼営業推進部長 平成14年6月 取締役 北日本本部長兼関西本部長 兼営業推進部長 平成14年7月 取締役 常務執行役員 関東本部長 平成15年6月 常務執行役員 関東本部長 平成17年4月 専務執行役員 北陸・信越本部長 平成18年6月 取締役 専務執行役員 北陸・信越本部長 平成19年4月 代表取締役 専務執行役員 平成21年6月 監査役 現在に至る。	(注) 5	23

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (非常勤)		松尾 邦 弘	昭和17年9月13日生	昭和41年4月 司法修習生 昭和43年4月 東京地方検察庁検事 昭和55年6月 在ドイツ日本国大使館一等書記官、 参事官 平成元年9月 法務省刑事局刑事課長 平成4年9月 法務大臣官房人事課長 平成8年1月 松山地方検察庁検事正 平成8年12月 東京地方検察庁次席検事 平成10年4月 最高検察庁検事 平成10年6月 法務省刑事局長 平成11年12月 法務事務次官 平成14年1月 最高検察庁次長検事 平成15年9月 東京高等検察庁検事長 平成16年6月 検事総長 平成18年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成18年11月 松尾邦弘法律事務所開設 平成20年6月 当社監査役 現在に至る。	(注) 4	—
監査役 (非常勤)		内 永 ゆか子	昭和21年7月5日生	昭和46年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成5年1月 同社APTO（アジア・パシフィック・ テクニカル・オペレーションズ）、 アジア・パシフィック製品開発統括 本部長 平成7年4月 同社取締役 アジア・パシフィック ・プロダクツ担当 平成7年7月 同社取締役兼ジェネラル・マネー ジャー、クロス・インダストリー、AP （アジア・パシフィック） 平成11年7月 同社取締役 ソフトウェア開発研究 所長 平成12年4月 同社常務取締役 ソフトウェア開発 研究所長 平成15年4月 同社常務執行役員 ソフトウェア開 発研究所長 平成16年4月 同社取締役専務執行役 開発製造担 当 平成20年4月 株式会社ベネッセコーポレーション 取締役副会長、ベルリッツインター ナショナルリンク会長兼CEO 平成20年6月 当社監査役 現在に至る。	(注) 4	—
監査役 (非常勤)		松 田 章	昭和21年7月4日生	昭和45年4月 丸紅飯田株式会社入社 （昭和47年1月 1月） 平成11年6月 同社取締役 船舶・インフラストラ クチャー本部長 平成12年4月 同社取締役 ブラント・船舶部門長 代行 平成13年4月 同社取締役 ブラント・船舶部門長 平成14年4月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成19年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成21年4月 同社特別顧問 平成21年6月 当社監査役 現在に至る。	(注) 5	—
計						221

- (注) 1 取締役のうち、八木良樹および長谷川俊明の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち、松尾邦弘、内永ゆか子および松田章の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は平成21年6月期に係る定時株主総会終結のときから平成22年6月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
- 4 監査役の任期は平成20年6月期に係る定時株主総会終結のときから平成24年6月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
- 5 監査役の任期は平成21年6月期に係る定時株主総会終結のときから平成25年6月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。

- 6 当社では、事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員の構成は以下のとおりであります。(平成21年6月25日現在)

社長執行役員	佐藤正敏	
専務執行役員	中野久	(関西第一本部長)
専務執行役員	布施光彦	
専務執行役員	富田健一	
専務執行役員	杉下孝和	(九州本部長)
専務執行役員	數間浩喜	
常務執行役員	吉満英一	
常務執行役員	遠藤健	(東京本部長)
常務執行役員	石井雅実	
常務執行役員	大岩武史	
常務執行役員	櫻田謙悟	
常務執行役員	中島透	(静岡本部長兼中部本部長)
常務執行役員	福澤秀浩	(中国本部長兼四国本部長)
常務執行役員	石澤英人	(東北本部長)
常務執行役員	田島幸広	
常務執行役員	原口秀夫	
常務執行役員	原祐二	
常務執行役員	山口裕之	
常務執行役員	南部實	(北海道本部長)
常務執行役員	辻伸治	
常務執行役員	岡崎和夫	(神奈川本部長兼埼玉本部長兼千葉本部長)
常務執行役員	奥雄二郎	(関東本部長兼信越本部長)
常務執行役員	古川芳夫	(北陸本部長兼関西第二本部長)
常務執行役員	荒井啓隆	
執行役員	本山浩一	((休職) ㈱損保ジャパン情報サービス出向)
執行役員	堀政良	(調査部長)
執行役員	高橋薫	(人事部長)
執行役員	西澤敬二	(営業企画部長)
執行役員	馬場忠	(国際企画部担当部長兼損保ジャパン・アジアホールディングス取締役社長)
執行役員	武藤和隆	(サービスセンター企画部長)
執行役員	川瀬治	(国際企画部担当部長兼損保ジャパン中国取締役社長)
執行役員	米田彰	(本店営業第二部長)
執行役員	高橋正美	((休職) 損保ジャパンアメリカ出向)
執行役員	角秀洋	(企業商品業務部長)
執行役員	佐野雅宏	(コンプライアンス部長)
執行役員	北修一	(茨城支店長)
執行役員	花澤敏行	(経理部長)
執行役員	竹林久	(カスタマーサービス部長)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、消費者、企業などさまざまな経済主体に各種リスクに対する備えを提供し、これを通じて国民生活の安定と国民経済の発展に貢献するという保険会社の使命および公共性を深く認識し、統制のとれた企業統治（コーポレート・ガバナンス）により健全かつ適切な業務運営を実現していく必要があると考えています。

こうした認識をふまえ、当社は、平成18年9月25日に「コーポレート・ガバナンス方針」を取締役会の決議により制定し、この方針に基づいて健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現します。なお、本方針は平成20年7月1日に一部改定を行っており、下記は最新の方針の概要です。

<コーポレート・ガバナンス方針>（概要）

1. 統治組織の全体像

当社は、専門性の高い保険事業に精通した取締役による適正な経営管理を確保しつつ、監査役による経営チェック機能を活用するために、監査役設置会社を採用します。

また、執行役員制度を採用し、監督（取締役会）と業務執行（執行役員）を分離することにより、迅速な意思決定と効率的な業務執行の両立を図ります。

これらに加えて、社外取締役の招聘、外部有識者を主体とした各種委員会の設置など、「社外の目」を取り入れた健全かつ透明性の高い企業統治体制とします。

2. 取締役および取締役会

<1>取締役および取締役会の役割

取締役会は、会社法が求める責務を履行するほか、保険業法をはじめとする法令等遵守、保険事業の特性に応じたリスク管理、開発・販売から保険金支払に至るまでの適切な商品管理および公正・迅速かつ漏れのない保険金支払を実現するための方針を定め、健全かつ適切な業務運営がなされるよう監督機能を発揮します。

取締役は、これらの重要課題に関する知識の研鑽および経験の蓄積を通じて、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行していきます。

<2>取締役の員数、構成および任期

取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定の実施および取締役会が負う責務の範囲を勘案して、社外取締役を含めて12名程度とします。

取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明確にするために1年とし、再任を妨げないものとします。

<3>社長および会長の再任制限

取締役社長は、その最初の選定後4年を超えて再任しないものとします。

取締役会長は、その最初の選定後2年を超えて再任しないものとし、原則として代表権を付与しないものとします。

3. 監査役および監査役会

<1>監査役および監査役会の役割

監査役は、会社法が求める責務を履行するほか、保険契約者の保護の重要性をふまえて業務運営の適法性および妥当性に関する監査を実施します。

監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう監査方針、監査計画等を決定します。

<2>監査役員の員数および構成

監査役員の員数は、会計監査および業務監査の実効性の確保を勘案して、5名程度とします。このうち半数以上を社外監査役とします。

<3>監査役員の補助体制

当社は、監査役業務および監査役会運営を補助するため、監査役室を設置し、取締役から独立した専任の監査役補助者を配置します。

4. 指名・報酬委員会

< 1 > 委員会の設置

取締役および執行役員を選任および処遇について透明性を確保するために、指名・報酬委員会を設置します。これを通じて、役員を活発な経営論議および公正な職務執行を確保します。

< 2 > 委員の構成

委員会は、5人以上の委員で組織し、委員の過半数および委員長は、社外委員（当社およびその子会社の役職員でなく、かつ、過去に役職員となっていない者をいいます。）とします。

< 3 > 委員の選任

委員の独立性および中立性を確保するために、委員の選任は、委員会の同意を得て行うこととします。

< 4 > 委員会の権限

委員会は、役員を選任方針および選任基準を定め、役員候補者を決定するとともに、役員の業績評価、報酬体系および報酬水準について取締役会に勧告を行います。

5. 業務監査・コンプライアンス委員会

< 1 > 委員会の設置

内部監査および法令等遵守をはじめとする内部管理に「社外の目」を取り入れ、より透明性が高く公正かつ適切な業務運営を確保するために、業務監査・コンプライアンス委員会を設置します。

< 2 > 委員の構成および選任

指名・報酬委員会委員の構成および選任と同様とします。

< 3 > 委員会の権限

委員会は、内部監査態勢および法令等遵守をはじめとする内部管理態勢の適切性および妥当性を検証し、関係する役員または組織に対して勧告を行います。

また、態勢を整備する必要があると認めるときは、委員会は、取締役会に対して経営資源の配分の見直しを助言または勧告します。

さらに、関係する役員または部門の長の業績評価については、委員会の審議を経て、取締役会等に諮ることとします。

6. 役員報酬体系

取締役に対する報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

監査役に対する報酬は、基本報酬および職務加算により構成します。

当社は、別に役員報酬決定方針を制定・公表し、報酬決定過程の透明性・客観性を高めます。

なお、当社は、社外監査役に係る退職慰労金制度を平成19年6月27日をもって、取締役・執行役員・監査役（社外監査役を除く。）に係る退職慰労金制度を平成20年6月25日をもってそれぞれ廃止しています。

7. 情報開示

当社は、業務運営の透明性をより高めるため、社外に影響が及ぶ不祥事件については速やかに、お客さま苦情については四半期ごとに、それぞれ開示します。

8. グループ会社管理方針

< 1 > グループ会社の設立

重要なグループ会社の設立に係る意思決定は、経営基盤の強化やサービスの向上などの戦略性、投下する資本や経営資源に照らした収益性、当該事業やグループ全体に及ぼすリスクを総合的に勘案して行います。グループ会社の設立に際しては、設立地の法制に詳しい外部専門家の起用を含め、十分なリーガル・チェックを行います。

< 2 > グループ経営方針および経営計画

当社は、グループが目指すべき全体像等に基づく経営方針および当該方針に沿った経営計画を決定します。グループ各社は、この経営方針および経営計画をふまえて、自社の経営方針および経営計画を策定するものとします。

< 3 > グループ会社の経営管理

当社は、グループ会社をその設立目的および事業戦略に応じて分類し、区分ごとに果たすべき使命・役割を明確にした上で、適切な管理・監督を行います。また、使命・役割および業績に照らして事業撤退（グループ会社の解散・売却など）の可否を判断します。

当社は、株主権およびグループ会社（必要に応じて当社以外の株主）との合意に基づき、各社から業務運営状況および財務状況の報告を定期的を受け、ならびに各社の重要な意思決定について当社の同意を要することにより、適切な経営管理を行います。

当社は、重要なグループ会社について、その使命・役割、業績・経営課題などに応じて経営指標を設定し、その達成状況に基づく評価を各社の役員の報酬などに反映します。

当社は、グループ会社運営・管理規程に基づき、社内責任体制を明確にした上で、以上のグループ会社の経営管理業務を遂行します。また、各社の戦略性、収益性およびリスクをふまえて、適切に経営資源の配分および資本投下を行います。

< 4 > 法令等遵守態勢

当社は、グループ全体を対象とする法令等遵守基本方針および遵守基準を決定します。グループ各社は、これらの方針等をふまえ、かつ、設立地の法制なども勘案し、各社の法令等遵守態勢を整備するものとします。

当社は、法令等遵守担当部門において、グループ全体および各社の法令等遵守態勢を監視します。

当社は、グループ内取引が公正かつ適切になされるように、取引管理態勢を整備します。

当社は、グループ会社において発生した不祥事件について、各社との間で報告ルールを定め、連携して事実調査・事案対応および再発防止に向けて適切に対応します。

< 5 > リスク管理態勢

当社は、グループの戦略目標をふまえ、グループのリスク管理の方針を決定します。グループ各社は、この方針をふまえて、各社のリスク管理態勢を整備するものとします。

当社は、リスク管理担当部門において、グループに内在する各種リスクを適切に管理します。

< 6 > 内部監査態勢

当社は、グループ各社が内部監査人の選任、内部監査部門の設置などの内部監査態勢を整備することを支援します。

当社は、内部監査担当部門において、当該監査を実施し、また、グループ全体の内部管理態勢を評価します。

② コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

イ 会社の機関

(取締役、取締役会)

当社の取締役は平成21年6月25日現在13名であり、取締役の員数は15名以内とする旨定款で定めております。

当社では、執行役員制度（委任型）を導入し、監督（取締役会）と業務執行（執行役員）を分離することにより、適切な経営管理と効率的な業務執行の両立を図っております。

取締役会は、会社経営にかかわる重要な意思決定および取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行い、執行役員は執行業務に専心することにより、適正かつ迅速な意思決定を行っております。当社は、当事業年度においては、取締役会を18回開催いたしました。

また、当社では、全社的業務の執行方針、重要な業務の執行に関する事項、および重要なリスク管理にかかわる事項を経営会議において協議しております。当社は、当事業年度において経営会議を21回開催いたしました。

(指名・報酬委員会および業務監査・コンプライアンス委員会)

当社は、「コーポレート・ガバナンス方針」に基づき、外部有識者を主体とした指名・報酬委員会および業務監査・コンプライアンス委員会を設置し、「社外の目」を取り入れた健全かつ透明性の高い企業統治体制を目指しております。

指名・報酬委員会は、委員の過半数および委員長が社外委員（当社およびその子会社の役職員でなく、かつ、過去に役職員となつたことがない者をいいます。）で構成され、役員の選任方針および選任基準を定め、役員候補者を決定するとともに、役員の業績評価、報酬体系および報酬水準について取締役会に勧告を行います。当社は、当事業年度において指名・報酬委員会を7回開催いたしました。

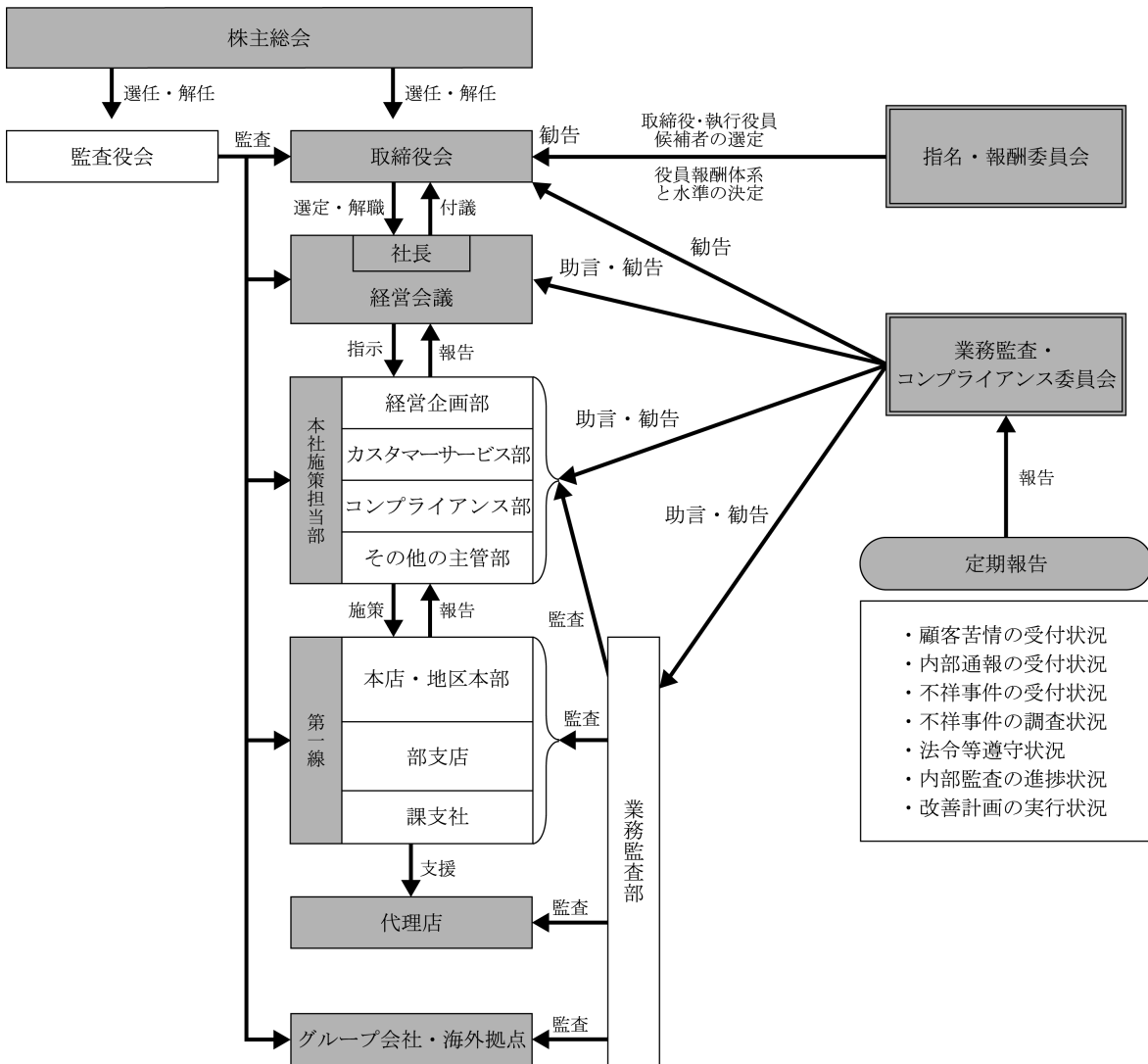
業務監査・コンプライアンス委員会は、委員の過半数および委員長が社外委員で構成され、内部監査態勢および法令等遵守をはじめとする内部管理態勢の適切性および妥当性を検証し、関係する役員または部門に対して勧告を行います。また、態勢を整備する必要があると認めるときは取締役会に対して勧告を行います。当社は、当事業年度において業務監査・コンプライアンス委員会を6回開催いたしました。

（監査役、監査役会）

監査役は5名のうち3名が社外監査役であり、監査役室には専任の監査役補助者2名を配置し、監査役会運営および社外監査役を含む監査役業務のサポートにあたっております。

監査役は、監査役会において監査方針・監査計画を策定し、当該方針・計画に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務監査を行い、取締役および執行役員の業務執行状況を監査しております。監査役会は、当事業年度において13回開催されました。

<会社機関の概要>



ロ 内部統制システムの整備状況

当社事業の健全な発展には、迅速で効率的な業務執行体制を構築することに加えて、全社ベースでのコンプライアンスの推進、保険引受や資産運用に対する高度な専門性を有するリスク管理体制の構築、独立性の高い内部監査体制の構築が重要であると考えており、それぞれを所管する独立した専門組織として、コンプライアンス部、リスク管理部および業務監査部を設置しております。

なお、当社においては、平成18年4月28日開催の取締役会において、以下のような内部統制システム構築の基本方針を決議し、この方針に基づく内部統制の整備を行っております。本方針は、平成18年6月26日、平成19年3月16日、平成19年5月1日、平成20年5月2日および平成21年5月1日に一部改定を行っており、下記は最新の方針の概要です。

<内部統制システム構築の基本方針> (概要)

取締役は、職務執行に際して法令、定款および「損害保険ジャパングループの経営理念」を誠実に遵守するとともに、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の質の向上を図ります。

1. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会が定める情報管理に関する規程に基づき、取締役および執行役員の職務執行に係る情報を体系的に保存し、管理します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびグループ会社に係るリスクについて、取締役会が定める「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理に関する規程を整備するとともに、個々のリスク管理に係る体制およびこれらのリスクを統合し管理する体制を整備します。

3. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図ります。

取締役会は、会社業務の的確かつ迅速な執行に資するため、執行役員を選任し、その執行すべき業務の範囲を定めて、当該業務の執行を委任します。

また、当社は、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲、執行手続の細目などを網羅的に定めます。

4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、取締役会において「損保ジャパングループ コンプライアンス基本方針」・「損保ジャパングループ コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンスに関する取締役会の諮問機関としてコンプライアンス推進本部を設置して、コンプライアンス推進計画の立案、コンプライアンス推進施策の実行などを所管させるとともに、社外委員を中心とした業務監査・コンプライアンス委員会を設置し、その監督の下で法令等遵守態勢を整備します。

なお、当社は、取締役会が定める「損保ジャパングループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、対応態勢を整備します。

また、内部監査態勢を整備するとともに、コンプライアンス上の問題が発生した際の報告・通報、情報収集、調査・分析および再発防止に関する体制についてコンプライアンス推進本部を中心に整備します。特に、会社経営に重大な影響を及ぼし得る事案については、取締役会および監査役が報告を受け、深度ある審議を行います。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた規程を整備するとともに、当社の単体および連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備します。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、子会社各社が「損害保険ジャパングループの経営理念」を基礎としつつ本決議に定めるところに準じて業務運営に関する規程その他の体制を整備するよう支援します。

また、子会社の運営・管理に関する規程を定め、子会社の業務運営の管理およびその育成等を所管する部門を明確にするとともに、子会社に係る重要事項を決定する手続を整備します。

さらに、不適正な業務の遂行を防止するため、報告・通報および情報収集に係る体制の整備に努めるとともに、取締役会が定める「損保ジャパングループ グループ内取引に係る基本方針」に基づき、企業集団内部における取引の適正を確保する体制を整備します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、取締役会が定める監査役補助者に関する規程に基づき、使用人の中から取締役会において監査役補助者を選任することとします。

8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役補助者に関する規程に基づき、監査役補助者の選任、解任、処遇の決定等に当たっては監査役会の同意を得ることとし、監査役補助者の人事上の評価は監査役会が行うことにより、取締役からの独立性を確保します。

また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等から指揮命令を受けないこととします。

9. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役会の同意を得て、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図ります。

取締役、執行役員および使用人は、上記の定めに基づく報告を確実にを行います。

また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応します。

さらに、監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が本社各部門および支店その他の営業所に立ち入って監査を行う場合その他監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力します。

また、監査役に経営会議その他重要な会議への出席を求め、取締役および執行役員との十分な意見交換を求めます。

ハ リスク管理体制の整備状況

取締役会は、当社および当社グループの抱えるリスクの状況を的確に把握し、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、リスクと収益を適切に管理し、リスクが発現した場合には的確な対応をとる態勢を構築するために、「リスク管理基本方針」を制定しています。また、基本方針に基づき「全社リスク管理規程」を制定し、リスク管理態勢に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびグループ会社に係るリスクについて、それぞれのリスク管理規程を定め、個々のリスク管理に関する体制およびリスクを統合し管理する体制を整備しています。また、リスクを横断して統合的に管理するリスク管理部を設置すると

ともに、リスクの特性に応じて適切に管理を行うためリスク管理部門を定めています。リスク管理部門は、リスクを定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールするよう努めています。

取締役会および経営会議は、経営戦略・経営計画およびリスク管理に関する重要な施策を決議し、または協議するとともに、リスク管理に関する重要な事項の報告を受けてリスク管理態勢の有効性を確認し、その充実に努めています。

ニ 内部監査・監査役監査および会計監査の状況

(内部監査部門の状況)

当社は、各部門の業務執行状況の適切性・効率性・法令遵守状況を検証・評価し、問題点の指摘、改善に向けた指示・提言を行う内部監査部門として、業務監査部（所属人員164名：平成21年6月25日現在）を設置しております。監査は本社管理部門・営業部門・事故対応部門・連結対象および持分法適用グループ会社ならびに海外現地法人を対象とし、監査結果を定期的に取り締役に報告しております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めており、内部監査部門に対して内部統制システムにかかわる状況とその監査結果の報告を求め、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求めています。

当事業年度においては、監査役と内部監査部門との会合は11回行われました。

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役および監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めています。

具体的には、監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評への立会いを行っております。

監査役と会計監査人との会合は、当事業年度において5回行われました。

(会計監査の状況)

当社の会計監査業務を執行した公認会計士、所属する監査法人名および継続監査年数は以下のとおりであります。また、会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士16名、その他46名であります。

公認会計士の氏名		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	内田 満雄	新日本有限責任 監査法人	7年
指定有限責任社員 業務執行社員	白倉 健司	同上	3年

③ 役員報酬等の内容

当事業年度における取締役および監査役に対する報酬等の内容は以下のとおりであります。

	役員報酬等（百万円）
社内取締役	778
社外取締役	29
取締役計	808
社内監査役	65
社外監査役	30
監査役計	96
役員計	905

- (注) 1 取締役の報酬等には、執行役員兼務取締役の執行役員としての報酬、退任時に付与することが予定されている退職慰労金相当額の当事業年度の職務執行に対応する部分の金額、および当事業年度に交付した新株予約権が含まれております。当事業年度に係る役員賞与の支給はありません。
- 2 監査役の報酬等には、退任時に付与することが予定されている退職慰労金相当額の当事業年度の職務執行に対応する部分の金額が含まれております。当事業年度に係る役員賞与の支給はありません。

④ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役の内永ゆか子が取締役副会長に就任している株式会社ベネッセコーポレーションと当社は営業上の取引があります。その他の社外取締役・社外監査役との間には特段の利害関係はありません。（平成21年6月25日現在）

⑤ 会社と会社の社外取締役および社外監査役との責任限定契約の概要

当社は、平成18年6月28日開催の第63回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。（平成21年6月25日現在）

<社外取締役および社外監査役の責任限定契約の内容の概要>

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、その職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負ったときは、会社法第427条第1項に定め、第425条第1項により算出される最低責任限度額をもって、上記賠償責任の限度とする。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、機動的に自己の株式の取得を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	591	10
連結子会社	—	—	55	25
計	—	—	646	35

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制の整備等に係るレビュー業務、米国会計基準による財務諸表等の監査報酬などです。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）ならびに同規則第46条および第68条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則および「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づき、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の連結財務諸表および前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の連結財務諸表および当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	※4 172,252	※4 151,781
コールローン	108,800	73,600
買現先勘定	47,947	81,978
買入金銭債権	47,037	40,160
金銭の信託	39,429	9,715
有価証券	※2, ※4, ※5 4,846,949	※2, ※4, ※5 4,125,568
貸付金	※3, ※6 519,618	※3, ※6 517,894
有形固定資産	※1 220,536	※1 219,047
土地		104,173
建物		89,717
リース資産		2,253
建設仮勘定		1,221
その他の有形固定資産		21,682
無形固定資産	26,428	26,456
ソフトウェア		2,542
のれん		23,096
その他の無形固定資産		816
その他資産	428,091	434,189
繰延税金資産	10,907	249,507
貸倒引当金	△17,264	△16,520
資産の部合計	6,450,734	5,913,379
負債の部		
保険契約準備金	4,969,818	4,998,577
支払備金	748,552	818,052
責任準備金等	4,221,266	4,180,524
その他負債	※4 245,444	※4 199,019
退職給付引当金	96,516	99,342
役員退職慰労引当金	2,502	31
賞与引当金	14,126	14,679
特別法上の準備金	37,908	6,487
価格変動準備金	37,908	6,487
繰延税金負債	13,239	295
負債の部合計	5,379,557	5,318,432

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,000	70,000
資本剰余金	24,241	24,229
利益剰余金	407,051	320,381
自己株式	△2,842	△2,839
株主資本合計	498,449	411,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	571,377	207,503
為替換算調整勘定	245	△26,274
評価・換算差額等合計	571,622	181,228
新株予約権	557	984
少数株主持分	546	962
純資産の部合計	1,071,176	594,946
負債及び純資産の部合計	6,450,734	5,913,379

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	1,894,121	1,767,980
保険引受収益	1,717,432	1,657,757
正味収入保険料	1,368,740	1,308,194
収入積立保険料	134,094	145,491
積立保険料等運用益	46,608	43,024
生命保険料	167,835	124,039
責任準備金等戻入額	—	36,083
その他保険引受収益	154	923
資産運用収益	167,616	101,968
利息及び配当金収入	157,103	123,548
金銭の信託運用益	629	—
売買目的有価証券運用益	132	—
有価証券売却益	41,587	19,630
有価証券償還益	740	266
金融派生商品収益	13,835	426
その他運用収益	196	1,122
積立保険料等運用益振替	△46,608	△43,024
その他経常収益	9,071	8,254
その他の経常収益	9,071	8,254
経常費用	1,800,057	1,912,032
保険引受費用	1,487,289	1,476,233
正味支払保険金	816,642	841,304
損害調査費	※1 72,718	※1 75,981
諸手数料及び集金費	※1 234,491	※1 231,599
満期返戻金	241,357	202,767
契約者配当金	28	30
生命保険金等	37,587	39,485
支払備金繰入額	50,733	82,732
責任準備金等繰入額	30,048	—
その他保険引受費用	3,680	2,331
資産運用費用	21,662	139,430
金銭の信託運用損	2,966	12,746
売買目的有価証券運用損	—	225
有価証券売却損	1,121	2,444
有価証券評価損	8,451	80,064
有価証券償還損	458	461
特別勘定資産運用損	2,003	3,110
その他運用費用	6,660	40,378
営業費及び一般管理費	※1 286,944	※1 293,790
その他経常費用	4,162	2,578
支払利息	145	113
貸倒引当金繰入額	796	578
貸倒損失	118	100
持分法による投資損失	1,644	338
その他の経常費用	1,457	1,447
経常利益又は経常損失(△)	94,063	△144,052

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
特別利益	3,386	34,231
固定資産処分益	2,112	629
特別法上の準備金戻入額	—	31,420
価格変動準備金戻入額	—	31,420
その他特別利益	※2 1,273	※2 2,181
特別損失	8,393	848
固定資産処分損	1,130	734
特別法上の準備金繰入額	7,208	—
価格変動準備金繰入額	7,208	—
不動産評価損	54	113
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	89,056	△110,669
法人税及び住民税等	60,686	7,082
法人税等調整額	△31,338	△50,931
法人税等合計	29,348	△43,849
少数株主利益又は少数株主損失(△)	71	△110
当期純利益又は当期純損失(△)	59,636	△66,710

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	70,000	70,000
当期末残高	70,000	70,000
資本剰余金		
前期末残高	24,229	24,241
当期変動額		
自己株式の処分	11	△11
当期変動額合計	11	△11
当期末残高	24,241	24,229
利益剰余金		
前期末残高	362,683	407,051
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△257
当期変動額		
剰余金の配当	△15,751	△19,691
当期純利益又は当期純損失(△)	59,636	△66,710
自己株式の処分	—	△10
海外の会計基準に基づく増加	534	—
海外の会計基準に基づく減少	△51	—
当期変動額合計	44,367	△86,412
当期末残高	407,051	320,381
自己株式		
前期末残高	△2,832	△2,842
当期変動額		
自己株式の取得	△255	△213
自己株式の処分	245	216
当期変動額合計	△9	3
当期末残高	△2,842	△2,839
株主資本合計		
前期末残高	454,080	498,449
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△257
当期変動額		
剰余金の配当	△15,751	△19,691
当期純利益又は当期純損失(△)	59,636	△66,710
自己株式の取得	△255	△213
自己株式の処分	256	194
海外の会計基準に基づく増加	534	—
海外の会計基準に基づく減少	△51	—
当期変動額合計	44,369	△86,420
当期末残高	498,449	411,771

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	998,702	571,377
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△427,325	△363,873
当期変動額合計	△427,325	△363,873
当期末残高	571,377	207,503
為替換算調整勘定		
前期末残高	1,091	245
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△846	△26,520
当期変動額合計	△846	△26,520
当期末残高	245	△26,274
評価・換算差額等合計		
前期末残高	999,793	571,622
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△428,171	△390,393
当期変動額合計	△428,171	△390,393
当期末残高	571,622	181,228
新株予約権		
前期末残高	315	557
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	242	426
当期変動額合計	242	426
当期末残高	557	984
少数株主持分		
前期末残高	554	546
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△8	416
当期変動額合計	△8	416
当期末残高	546	962
純資産合計		
前期末残高	1,454,744	1,071,176
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△257
当期変動額		
剰余金の配当	△15,751	△19,691
当期純利益又は当期純損失(△)	59,636	△66,710
自己株式の取得	△255	△213
自己株式の処分	256	194
海外の会計基準に基づく増加	534	—
海外の会計基準に基づく減少	△51	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△427,937	△389,551
当期変動額合計	△383,567	△475,971
当期末残高	1,071,176	594,946

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	89,056	△110,669
減価償却費	10,639	10,792
のれん償却額	1,884	1,872
支払備金の増減額(△は減少)	50,733	85,595
責任準備金等の増減額(△は減少)	27,745	△37,714
貸倒引当金の増減額(△は減少)	449	△35
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△4	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,513	3,076
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	2,502	△2,471
賞与引当金の増減額(△は減少)	784	552
価格変動準備金の増減額(△は減少)	7,208	△31,420
利息及び配当金収入	△157,103	△123,548
有価証券関係損益(△は益)	△32,492	63,066
支払利息	145	113
為替差損益(△は益)	△1,434	10,935
有形固定資産関係損益(△は益)	△927	219
貸付金関係損益(△は益)	68	37
持分法による投資損益(△は益)	1,644	338
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△5,507	2,880
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△12,951	△16,129
その他	△6,818	50,711
小計	△22,860	△91,797
利息及び配当金の受取額	153,575	126,285
利息の支払額	△142	△110
法人税等の支払額	△38,725	△71,515
営業活動によるキャッシュ・フロー	91,847	△37,138
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	1,306	3,648
買入金銭債権の取得による支出	△29,195	△5,897
買入金銭債権の売却・償還による収入	4,205	8,977
金銭の信託の増加による支出	△8,121	—
金銭の信託の減少による収入	5,771	18,496
有価証券の取得による支出	△793,731	△577,045
有価証券の売却・償還による収入	802,743	598,409
貸付けによる支出	△187,481	△150,151
貸付金の回収による収入	162,356	142,233
その他	11,095	10,837
資産運用活動計	△31,051	49,508
営業活動及び資産運用活動計	60,795	12,370
有形固定資産の取得による支出	△9,549	△9,601
有形固定資産の売却による収入	3,391	1,338
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,208	41,246

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	700
自己株式の売却による収入	256	194
自己株式の取得による支出	△255	△213
配当金の支払額	△15,735	△19,724
少数株主への配当金の支払額	△86	△4
その他	△80	△255
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,901	△19,303
現金及び現金同等物に係る換算差額	△846	△5,305
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,889	△20,501
現金及び現金同等物の期首残高	282,108	319,998
現金及び現金同等物の期末残高	※1 319,998	※1 299,497

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社 連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited ・Ark Re Limited 非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 10社 連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. は、出資により新たに子会社となったため、当連結会計年度から連結子会社としております。 Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdは、当連結会計年度よりSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.に社名変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・Ark Re Limited ・Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited 非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 5社 持分法適用の関連会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、Universal Sompo General Insurance Company Limitedは、出資により新たに関連会社となったため、当連結会計年度から持分法適用会社としております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名 ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited ・Ark Re Limited 持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 5社 持分法適用の関連会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名 ・Ark Re Limited ・Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited 持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	在外連結子会社の決算日はいずれも12月31日であります。決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	同左
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>当社および国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券については、時価法によっております。</p> <p>なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社の保有する責任準備金対応債券については、従来「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定しておりましたが、遡増定期保険の税制見直しの検討が開始されたことに伴い、平成19年4月1日より当該商品の販売を停止したことにより、当該小区分設定当初に想定していた前提に変化が生じ、責任準備金のデュレーションの変動性・不安定性が高まってきております。</p> <p>このため、当該小区分を廃止するとともに、責任準備金対応債券全額をその他有価証券へ振替えております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>同左</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>上記振替に伴い、従来の方法によった場合に比べて、有価証券が2,189百万円、その他有価証券評価差額金が1,396百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が792百万円減少しております。なお、上記振替による損益に与える影響はありません。</p> <p>④ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>⑥ その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>⑦ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券については、主に時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 当社および国内連結子会社のデリバティブ取引については、時価法によっております。</p>	<p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ 同左</p> <p>⑥ 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。 (会計方針の変更) 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ262百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (追加情報) 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ522百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>② ソフトウェア 無形固定資産に計上している国内連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当社および国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>② 無形固定資産 連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 当社および国内連結子会社は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p>	<p>② 退職給付引当金 同左</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>（追加情報） 当社は、従来、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認されたこと、および平成20年10月24日開催の取締役会において、最終的な支給金額および支給時期等を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分については、その他負債に振替えて表示しております。</p> <p>④ 賞与引当金 当社および連結子会社は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>⑤ 価格変動準備金 当社および国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 当社および連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p>	<p>⑤ 価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、当社の損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 主に当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準によっております。</p>	<p>(7) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(8) 在外連結子会社の会計処理基準 当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。 これによる経常損失および税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載してあります。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項	連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	のれんおよび負ののれんの償却は、国内生命保険連結子会社については発生年度以後20年間で均等償却することとしております。なお、少額のものについては一括償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
_____	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる経常損失および税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>当連結会計年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、「退職給付引当金」に含めていた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金を「役員退職慰労引当金」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金の金額は、2,173百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>当連結会計年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付引当金の増加額」に含めていた「役員退職慰労引当金の増加額」を区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の連結貸借対照表において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金相当額に対する、当連結会計年度末の連結貸借対照表における「役員退職慰労引当金」の正味の増加額は329百万円であります。また、前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付引当金の増加額」に含めていた役員退職慰労引当金相当額の正味の増加額は△198百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>保険業法施行規則の改正により、当連結会計年度から、「有形固定資産」中の「土地」、「建物」、「建設仮勘定」および「その他の有形固定資産」ならびに「無形固定資産」中の「ソフトウェア」、「のれん」および「その他の無形固定資産」を内訳表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「有形固定資産」および「無形固定資産」の内訳は、それぞれ、土地104,928百万円、建物91,668百万円、建設仮勘定1,787百万円、その他の有形固定資産22,152百万円、ソフトウェア642百万円、のれん24,969百万円、その他の無形固定資産817百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は231,064百万円、圧縮記帳額は10,522百万円であります。</p> <p>※2 非連結子会社および関連会社の株式等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">21,914百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券(出資金)</td> <td style="text-align: right;">12,293百万円</td> </tr> </table> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は152百万円、延滞債権額は2,228百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は838百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,219百万円であります。</p> <p>※4 担保に供している資産は、有価証券55,985百万円、預貯金7,766百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金579百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,617百万円であります。</p> <p>※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが114,664百万円含まれております。</p>	有価証券(株式)	21,914百万円	有価証券(出資金)	12,293百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は236,040百万円、圧縮記帳額は10,521百万円であります。</p> <p>※2 非連結子会社および関連会社の株式等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">25,533百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券(出資金)</td> <td style="text-align: right;">9,147百万円</td> </tr> </table> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は491百万円、延滞債権額は2,474百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は451百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,421百万円であります。</p> <p>※4 担保に供している資産は、有価証券76,681百万円および預貯金7,534百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金512百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,530百万円であります。</p> <p>※5 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが73,964百万円含まれております。</p>	有価証券(株式)	25,533百万円	有価証券(出資金)	9,147百万円
有価証券(株式)	21,914百万円								
有価証券(出資金)	12,293百万円								
有価証券(株式)	25,533百万円								
有価証券(出資金)	9,147百万円								

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
※6 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は27,986百万円であります。	※6 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は24,308百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)								
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">代理店手数料等</td> <td style="text-align: right;">235,993百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与</td> <td style="text-align: right;">125,640百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 その他特別利益の内訳は、持分法適用関連会社に関する持分変動益553百万円、連結子会社における抱合せ株式消滅差益520百万円および退職給付制度の移行に伴う退職給付引当金取崩益199百万円であります。</p>	代理店手数料等	235,993百万円	給与	125,640百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">代理店手数料等</td> <td style="text-align: right;">232,552百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与</td> <td style="text-align: right;">133,878百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 その他特別利益の内訳は、当社が海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金2,050百万円および連結子会社に関する持分変動益131百万円であります。</p>	代理店手数料等	232,552百万円	給与	133,878百万円
代理店手数料等	235,993百万円								
給与	125,640百万円								
代理店手数料等	232,552百万円								
給与	133,878百万円								

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,266	194	278	3,181
合計	3,266	194	278	3,181

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加194千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少278千株は、単元未満株式の買増しによる減少97千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分181千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末 残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	557
合計		557

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,751百万円	16円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	利益剰余金	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合 計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,181	248	241	3,188
合 計	3,181	248	241	3,188

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加248千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少241千株は、単元未満株式の買増しによる減少178千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分63千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末 残高（百万円）
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	984
合 計		984

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,690百万円	利益剰余金	20円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">172,252百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td style="text-align: right;">108,800百万円</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td style="text-align: right;">47,947百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">47,037百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">4,846,949百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△20,560百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">△42,040百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td style="text-align: right;">△4,840,386百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">319,998百万円</td> </tr> </table>	現金及び預貯金	172,252百万円	コールローン	108,800百万円	買現先勘定	47,947百万円	買入金銭債権	47,037百万円	有価証券	4,846,949百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△20,560百万円	現金同等物以外の買入金銭債権	△42,040百万円	現金同等物以外の有価証券	△4,840,386百万円	現金及び現金同等物	319,998百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">151,781百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td style="text-align: right;">73,600百万円</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td style="text-align: right;">81,978百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">40,160百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">4,125,568百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△14,610百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">△38,160百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td style="text-align: right;">△4,120,819百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">299,497百万円</td> </tr> </table>	現金及び預貯金	151,781百万円	コールローン	73,600百万円	買現先勘定	81,978百万円	買入金銭債権	40,160百万円	有価証券	4,125,568百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△14,610百万円	現金同等物以外の買入金銭債権	△38,160百万円	現金同等物以外の有価証券	△4,120,819百万円	現金及び現金同等物	299,497百万円
現金及び預貯金	172,252百万円																																				
コールローン	108,800百万円																																				
買現先勘定	47,947百万円																																				
買入金銭債権	47,037百万円																																				
有価証券	4,846,949百万円																																				
預入期間が3か月を超える定期預金	△20,560百万円																																				
現金同等物以外の買入金銭債権	△42,040百万円																																				
現金同等物以外の有価証券	△4,840,386百万円																																				
現金及び現金同等物	319,998百万円																																				
現金及び預貯金	151,781百万円																																				
コールローン	73,600百万円																																				
買現先勘定	81,978百万円																																				
買入金銭債権	40,160百万円																																				
有価証券	4,125,568百万円																																				
預入期間が3か月を超える定期預金	△14,610百万円																																				
現金同等物以外の買入金銭債権	△38,160百万円																																				
現金同等物以外の有価証券	△4,120,819百万円																																				
現金及び現金同等物	299,497百万円																																				
<p>2 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。</p>	<p>2 重要な非資金取引の内容 同左</p>																																				
<p>3 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	<p>3 同左</p>																																				

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																		
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>4,292</td> <td>1,437</td> <td>—</td> <td>2,854</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,013百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,841百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,854百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">858百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">858百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">84百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">169百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	4,292	1,437	—	2,854	1年内	1,013百万円	1年超	1,841百万円	合計	2,854百万円	支払リース料	858百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	858百万円	減損損失	一百万円	1年内	85百万円	1年超	84百万円	合計	169百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,331</td> <td>2,272</td> <td>—</td> <td>2,058</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">902百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,156百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,058百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 一百万円</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(借主側)</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">474百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,232百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,706百万円</td> </tr> </table> <p>(貸主側)</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">950百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,796百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,746百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産	4,331	2,272	—	2,058	1年内	902百万円	1年超	1,156百万円	合計	2,058百万円	支払リース料	1,058百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	1,058百万円	減損損失	一百万円	1年内	474百万円	1年超	1,232百万円	合計	1,706百万円	1年内	950百万円	1年超	3,796百万円	合計	4,746百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																															
動産	4,292	1,437	—	2,854																																																															
1年内	1,013百万円																																																																		
1年超	1,841百万円																																																																		
合計	2,854百万円																																																																		
支払リース料	858百万円																																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																		
減価償却費相当額	858百万円																																																																		
減損損失	一百万円																																																																		
1年内	85百万円																																																																		
1年超	84百万円																																																																		
合計	169百万円																																																																		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																															
有形固定資産	4,331	2,272	—	2,058																																																															
1年内	902百万円																																																																		
1年超	1,156百万円																																																																		
合計	2,058百万円																																																																		
支払リース料	1,058百万円																																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																		
減価償却費相当額	1,058百万円																																																																		
減損損失	一百万円																																																																		
1年内	474百万円																																																																		
1年超	1,232百万円																																																																		
合計	1,706百万円																																																																		
1年内	950百万円																																																																		
1年超	3,796百万円																																																																		
合計	4,746百万円																																																																		

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	13,251	△2,234	29,265	△3,477

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
		連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	600,009	614,426	14,416	657,737	676,847	19,109
	外国証券	63,908	64,991	1,082	6,063	6,102	39
	小計	663,918	679,418	15,499	663,800	682,950	19,149
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	62,830	62,228	△602	79,944	78,598	△1,345
	外国証券	37,196	35,829	△1,367	90,203	86,496	△3,706
	小計	100,027	98,057	△1,969	170,147	165,095	△5,051
合計		763,945	777,475	13,529	833,948	848,045	14,097

3 責任準備金対応債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>損保ジャパンひまわり生命保険株式会社の保有する責任準備金対応債券については、従来「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定しておりましたが、逡増定期保険の税制見直しの検討が開始されたことに伴い、平成19年4月1日より当該商品の販売を停止したことにより、当該小区分設定当初に想定していた前提に変化が生じ、責任準備金のデュレーションの変動性・不安定性が高まってきております。</p> <p>このため、当該小区分を廃止するとともに、責任準備金対応債券全額をその他有価証券へ振替えております。</p> <p>上記振替に伴い、従来の方法によった場合に比べて、有価証券が2,189百万円、その他有価証券評価差額金が1,396百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が792百万円減少しております。なお、上記振替による損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

4 その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	公社債	1,266,715	1,296,995	30,280	1,249,352	1,281,361	32,008
	株式	491,381	1,284,076	792,694	351,109	704,902	353,792
	外国証券	389,555	491,332	101,776	207,363	230,732	23,368
	その他	76,886	88,300	11,414	38,908	40,435	1,526
	小計	2,224,539	3,160,705	936,165	1,846,734	2,257,430	410,695
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	公社債	299,604	296,110	△3,494	272,667	267,576	△5,091
	株式	111,035	97,001	△14,034	181,027	166,225	△14,802
	外国証券	362,925	336,747	△26,177	487,900	424,036	△63,864
	その他	34,259	32,089	△2,170	40,800	39,555	△1,244
	小計	807,825	761,949	△45,876	982,396	897,394	△85,001
合計	3,032,364	3,922,654	890,289	2,829,131	3,154,825	325,694	

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している住宅ローン債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて7,173百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて71,487百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>

5 売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6 売却した責任準備金対応債券

種類	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
責任準備金対応債券	42,505	506	—	—	—	—

7 売却したその他有価証券

種類	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
その他有価証券	365,551	40,595	1,119	227,289	19,446	2,223

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
—————	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

8 時価評価されていない主な有価証券の内容および連結貸借対照表計上額

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。		(1) 満期保有目的の債券 同左	
(2) その他有価証券		(2) その他有価証券	
公社債	1,004百万円	公社債	0百万円
株式	44,760百万円	株式	46,888百万円
外国証券	103,378百万円	外国証券	60,270百万円
その他	10,784百万円	その他	5,849百万円

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表において買入金銭債権として処理しているコマーシャルペーパーを「(2)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。	同左

9 その他有価証券のうち満期のあるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)				当連結会計年度 (平成21年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
国債	94,221	477,652	223,573	547,649	105,145	436,052	257,449	608,701
地方債	29,509	61,840	61,847	999	15,095	84,281	18,962	999
社債	80,122	316,422	208,912	154,200	67,667	363,607	178,117	150,540
外国証券	49,214	274,851	142,287	101,011	56,556	200,696	126,216	97,266
その他	6,083	9,865	9,250	29,426	2,324	6,830	9,340	26,749
合計	259,152	1,140,632	645,870	833,286	246,789	1,091,468	590,086	884,256

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している住宅ローン債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	42,910	39,429	△3,480	11,708	9,715	△1,992

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて、1,848百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて202百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(1) 取引の利用目的・取組方針 当社および国内連結子会社では、主として資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しております。 また、当社では、ヘッジ目的以外にも、一定の取扱高の範囲内で運用収益を獲得する等の目的で、デリバティブ取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引の内容 当社では主に以下のデリバティブ取引を行っております。 ・通貨関連：為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引 ・金利関連：金利スワップ取引 ・株式関連：株式スワップ取引 ・債券関連：債券先物取引、債券先渡取引 ・その他：クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引、地震デリバティブ取引 国内連結子会社では主に以下のデリバティブ取引を行っております。 ・その他：クレジットデリバティブ取引</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 当社が利用している通貨関連のデリバティブ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利関連のデリバティブ取引は市場金利の変動によるリスクを、株式関連のデリバティブ取引は株価の変動によるリスクを、債券関連のデリバティブ取引は債券価格の変動によるリスクを、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを、天候デリバティブ取引は気象の変動によるリスクを、および地震デリバティブ取引は地震の発生によるリスクを有しております。また、国内連結子会社が利用しているクレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。しかしながら、当社が主として利用している保有現物資産等に係る市場リスクをヘッジする目的のデリバティブ取引は、当該市場リスクを効果的に減殺しております。 なお、当社および国内連結子会社は、取引対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい取引（レバレッジ取引）を利用しておりません。 また、当社および国内連結子会社は市場取引以外のデリバティブ取引を利用しておりますが、これらは取引相手先の倒産等による契約不履行に係るリスク（信用リスク）を有しております。しかしながら、取引の相手先はいずれも国際的に優良な金融機関であり、当社および国内連結子会社は、信用リスクを限定的であると認識しております。</p>	<p>(1) 取引の利用目的・取組方針 同左</p> <p>(2) 取引の内容 当社では主に以下のデリバティブ取引を行っております。 ・通貨関連：為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引 ・金利関連：金利スワップ取引 ・株式関連：株式スワップ取引 ・債券関連：債券先物取引、債券先渡取引 ・その他：クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引、地震デリバティブ取引等 国内連結子会社では主に以下のデリバティブ取引を行っております。 ・その他：クレジットデリバティブ取引</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 当社は、取締役会等で定めた社内規程において、デリバティブ取引に関する管理方針等を定めており、これに基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しております。また、日々の取引にあたっては、取引執行担当部署（フロントオフィス）と後方事務担当部署（バックオフィス）を分離することで、牽制体制を確立しております。 デリバティブ取引の状況については、取締役会等で定めたポジション枠の遵守状況を含めて、後方事務担当部署が確認しており、問題が生じた場合には、役員および関連部署に報告する体制を整備しております。また、リスク管理部署が、取締役会等で定めたポジション枠の遵守状況を含めたリスクの状況について、定期的に役員および関連部署に報告しております。 デリバティブ取引を利用している国内連結子会社は、デリバティブ取引に関する取引限度額等を定めて管理しております。また、後方事務担当部署が、デリバティブ取引の取引執行担当部署から独立した形で牽制機能を発揮しております。なお、デリバティブ取引の状況は定期的に役員に報告されております。</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明 「取引の時価等に関する事項」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。</p>	<p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

区分	種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)				当連結会計年度 (平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	89,979	—	85,941	4,038	103,554	—	111,366	△7,811
	ユーロ	11,641	—	11,597	43	40,898	—	43,218	△2,319
	カナダドル	4,018	—	4,015	2	—	—	—	—
	買建								
	米ドル	41,580	—	40,831	△748	46,949	—	48,395	1,445
	スウェーデン・クローネ	5,345	—	5,336	△9	—	—	—	—
	英ポンド	2,849	—	2,740	△109	—	—	—	—
	スイス・フラン	2,338	—	2,342	3	—	—	—	—
	シンガポール・ドル	1,379	—	1,323	△56	—	—	—	—
	ノルウェー・クローネ	1,107	—	1,070	△36	—	—	—	—
	通貨オプション取引								
	売建								
	コール								
米ドル	5,350	—	—	—	—	—	—	—	
	(50)	(—)	—	50	(—)	(—)	—	—	
買建									
プット									
米ドル	5,250	—	—	—	—	—	—	—	
	(50)	(—)	263	213	(—)	(—)	—	—	
	合計	—	—	—	3,392	—	—	—	△8,686

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>1 上記記載以外の通貨関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。</p> <p>2 時価の算定方法</p> <p>(1) 為替予約取引 為替相場は、先物相場を使用しております。 また、外貨とその他の外貨間で先物予約を行っている場合の「時価」の算定には、予約日におけるその他の外貨と円の先物相場を使用しております。</p> <p>(2) 通貨オプション取引 取引先の金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>3 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。</p> <p>4 通貨オプション取引の「契約額等」欄下段()書きの金額は、連結貸借対照表に計上したオプション料であります。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 時価の算定方法 為替相場は、先物相場を使用しております。 また、外貨とその他の外貨間で先物予約を行っている場合の「時価」の算定には、予約日におけるその他の外貨と円の先物相場を使用しております。</p> <p>3 同左</p>

(2) 金利関連

該当事項はありません。

(注)ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

(3) 株式関連

該当事項はありません。

(4) 債券関連

区分	種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)				当連結会計年度 (平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	債券先物取引 買建	16,532	—	17,163	631	—	—	—	—
市場以外の取引	債券先渡取引 買建	3,351	—	3,396	45	—	—	—	—
	合計	—	—	—	676	—	—	—	—

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1 上記記載以外の債券関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。 2 時価の算定方法 (1) 債券先物取引 主たる取引所における最終の価格によっております。 (2) 債券先渡取引 情報ベンダーが提供する価格によっております。	—

(5) 商品関連

該当事項はありません。

(6) その他

区分	種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日)				当連結会計年度 (平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	クレジットデリバティブ取引								
	買建	4,500 (97)	4,500 (97)	162	64	5,000 (235)	5,000 (235)	785	550
	天候デリバティブ取引								
	売建	369 (8)	0 (0)	15	△7	308 (14)	— (—)	17	△3
	買建	170 (—)	— (—)	—	—	30 (—)	— (—)	—	—
	地震デリバティブ取引								
	売建	3,660 (98)	10 (0)	0	98	4,150 (129)	10 (0)	0	129
	買建	3,285 (288)	3,285 (288)	213	△75	3,726 (388)	3,726 (388)	238	△149
	その他の先渡取引								
	買建	—	—	—	—	742	294	765	22
合計	—	—	—	80	—	—	—	549	

(注)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>1 時価の算定方法</p> <p>(1) クレジットデリバティブ取引 取引先の金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>(2) 天候デリバティブ取引 契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。</p> <p>(3) 地震デリバティブ取引 契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。</p>	<p>1 時価の算定方法</p> <p>(1) クレジットデリバティブ取引 同左</p> <p>(2) 天候デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 地震デリバティブ取引 同左</p> <p>(4) その他の先渡取引 取引先の金融機関から提示された価格によっております。</p>
<p>2 「契約額等」欄下段()書きの金額は、連結貸借対照表に計上したオプション料であります。</p>	<p>2 同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度	当連結会計年度																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（自社年金制度を含む）を設けており、退職一時金制度において、退職給付信託を設定しております。また、当社は確定拠出型の年金制度を設けておりません。 国内連結子会社では、3社が確定給付型の制度として、退職一時金制度を、3社が確定拠出型の年金制度を設けております。また、一部の在外連結子会社は、確定拠出型および確定給付型の年金制度を設けております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p>																																
<p>2 退職給付債務に関する事項 (平成20年3月31日) (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△120,591</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">4,131</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">△116,460</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">22,443</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">△2,498</td> </tr> <tr> <td>ヘ 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">△96,516</td> </tr> </table> <p>(注) 当社および連結子会社の一部の退職給付制度については、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p>	イ 退職給付債務	△120,591	ロ 年金資産	4,131	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△116,460	ニ 未認識数理計算上の差異	22,443	ホ 未認識過去勤務債務	△2,498	ヘ 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)	△96,516	<p>2 退職給付債務に関する事項 (平成21年3月31日) (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△121,447</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">3,026</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">△118,420</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">20,327</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">△1,248</td> </tr> <tr> <td>ヘ 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">△99,342</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p>	イ 退職給付債務	△121,447	ロ 年金資産	3,026	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△118,420	ニ 未認識数理計算上の差異	20,327	ホ 未認識過去勤務債務	△1,248	ヘ 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)	△99,342								
イ 退職給付債務	△120,591																																
ロ 年金資産	4,131																																
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△116,460																																
ニ 未認識数理計算上の差異	22,443																																
ホ 未認識過去勤務債務	△2,498																																
ヘ 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)	△96,516																																
イ 退職給付債務	△121,447																																
ロ 年金資産	3,026																																
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△118,420																																
ニ 未認識数理計算上の差異	20,327																																
ホ 未認識過去勤務債務	△1,248																																
ヘ 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)	△99,342																																
<p>3 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日) (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 勤務費用 (注2)</td> <td style="text-align: right;">4,520</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,734</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">3,754</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> <tr> <td>ヘ 小計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">10,627</td> </tr> <tr> <td>ト 確定拠出年金への掛金支払額等</td> <td style="text-align: right;">2,500</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付費用 (ヘ+ト)</td> <td style="text-align: right;">13,127</td> </tr> </table> <p>(注) 1 一部の連結子会社における退職給付制度の移行に伴う退職給付引当金取崩額199百万円を、特別利益として計上しております。 2 簡便法を採用している退職給付制度に係る退職給付費用は「イ 勤務費用」に計上しております。</p>	イ 勤務費用 (注2)	4,520	ロ 利息費用	1,734	ハ 期待運用収益	—	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	3,754	ホ 過去勤務債務の費用処理額	616	ヘ 小計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	10,627	ト 確定拠出年金への掛金支払額等	2,500	チ 退職給付費用 (ヘ+ト)	13,127	<p>3 退職給付費用に関する事項 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日) (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 勤務費用 (注)</td> <td style="text-align: right;">6,108</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,744</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">3,795</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△1,250</td> </tr> <tr> <td>ヘ 小計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">10,398</td> </tr> <tr> <td>ト 確定拠出年金への掛金支払額等</td> <td style="text-align: right;">2,641</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付費用 (ヘ+ト)</td> <td style="text-align: right;">13,040</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している退職給付制度に係る退職給付費用は「イ 勤務費用」に計上しております。</p>	イ 勤務費用 (注)	6,108	ロ 利息費用	1,744	ハ 期待運用収益	—	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	3,795	ホ 過去勤務債務の費用処理額	△1,250	ヘ 小計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	10,398	ト 確定拠出年金への掛金支払額等	2,641	チ 退職給付費用 (ヘ+ト)	13,040
イ 勤務費用 (注2)	4,520																																
ロ 利息費用	1,734																																
ハ 期待運用収益	—																																
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	3,754																																
ホ 過去勤務債務の費用処理額	616																																
ヘ 小計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	10,627																																
ト 確定拠出年金への掛金支払額等	2,500																																
チ 退職給付費用 (ヘ+ト)	13,127																																
イ 勤務費用 (注)	6,108																																
ロ 利息費用	1,744																																
ハ 期待運用収益	—																																
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	3,795																																
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△1,250																																
ヘ 小計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	10,398																																
ト 確定拠出年金への掛金支払額等	2,641																																
チ 退職給付費用 (ヘ+ト)	13,040																																

前連結会計年度		当連結会計年度	
4	退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4	退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
イ	退職給付見込額の 期間配分方法	イ	退職給付見込額の 期間配分方法
ロ	割引率	ロ	割引率
ハ	期待運用収益率	ハ	期待運用収益率
ニ	過去勤務債務の額 の処理年数	ニ	過去勤務債務の額 の処理年数
ホ	数理計算上の差異 の処理年数	ホ	数理計算上の差異 の処理年数
	期間定額基準		同左
	1.5%		同左
	0.0%		同左
	5年（発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年 数による定額法によっており ます。）		同左
	8年～11年（発生した各連結 会計年度における従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により、そ れぞれ発生の翌連結会計年度 から費用処理することとして おります。）		11年～13年（発生した各連結 会計年度における従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により翌連 結会計年度から費用処理する こととしております。）

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 242百万円

2 スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	付与対象者の区分 および人数	株式の種類別の ストック・オプションの付与数	付与日	権利行使期間
平成12年 ストック・オプション	当社の取締役 29名	普通株式 450,000株	平成12年12月15日	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで ※1
平成13年 ストック・オプション	当社の取締役 12名 当社の執行役員 16名	普通株式 450,000株	平成13年8月1日	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで ※2
平成14年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 32名	普通株式 800,000株	平成14年8月1日 平成14年11月1日 平成15年1月1日 平成15年5月1日 平成15年6月1日	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで ※3
平成15年 ストック・オプション	当社の取締役 9名 当社の執行役員 28名	普通株式 600,000株	平成15年8月1日 平成16年2月2日	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで ※3
平成16年 ストック・オプション	当社の取締役 8名 当社の執行役員 31名	普通株式 625,000株	平成16年8月2日 平成17年2月1日	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで ※3
平成17年 ストック・オプション	当社の取締役 11名 当社の執行役員 36名	普通株式 733,000株	平成17年8月1日 平成18年2月1日	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで ※3
平成18年 ストック・オプション	当社の取締役 10名 当社の執行役員 32名	普通株式 640,000株	平成18年8月7日 平成19年2月15日	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで ※3
平成19年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 26名	普通株式 785,000株	平成19年8月13日 平成20年2月12日	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで ※3

(注) 1 スtock・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件：全て付与日に権利を確定しております。

3 対象勤務期間：該当事項はありません。

4 ※1 取締役の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※2 取締役または執行役員の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※3 取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、権利行使期間終了日と退任後5年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

5 平成18年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成18年8月7日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成20年7月22日とし、平成19年2月15日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年1月27日としております。

6 平成19年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成19年8月13日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年7月28日とし、平成20年2月12日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成22年1月26日としております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

＜権利確定後＞

(単位：株)

	前連結会計 年度末	権利確定	権利行使	失効	未行使残
平成12年ストック・オプション	10,000	—	—	—	10,000
平成13年ストック・オプション	44,000	—	10,000	—	34,000
平成14年ストック・オプション	363,000	—	40,000	—	323,000
平成15年ストック・オプション	468,000	—	98,000	—	370,000
平成16年ストック・オプション	600,000	—	28,000	—	572,000
平成17年ストック・オプション	733,000	—	5,000	—	728,000
平成18年ストック・オプション	640,000	—	—	—	640,000
平成19年ストック・オプション	—	785,000	—	—	785,000

(注) 当社のストック・オプション制度は、付与時に権利が確定しているため、権利確定前に該当するものはありません。

②単価情報

	付与日	権利行使価格	権利行使時の 株価平均値	付与日における 公正な評価単価
平成12年ストック・オプション	平成12年12月15日	605 円	— 円	—
平成13年ストック・オプション	平成13年8月1日	797 円	1,513 円	—
平成14年ストック・オプション	平成14年8月1日	777 円	1,549 円	—
	平成14年11月1日	712 円	— 円	
	平成15年1月1日	705 円	— 円	
	平成15年5月1日	581 円	— 円	
平成15年ストック・オプション	平成15年6月1日	574 円	— 円	—
	平成15年8月1日	735 円	1,473 円	
平成16年ストック・オプション	平成16年2月2日	901 円	1,518 円	—
	平成16年8月2日	1,167 円	1,372 円	
平成17年ストック・オプション	平成17年2月1日	1,082 円	1,434 円	—
	平成17年8月1日	1,148 円	1,440 円	
平成18年ストック・オプション	平成18年2月1日	1,665 円	— 円	—
	平成18年8月7日	1,598 円	— 円	
平成19年ストック・オプション	平成19年2月15日	1,623 円	— 円	470 円
	平成19年8月13日	1,547 円	— 円	515 円
平成20年ストック・オプション	平成20年2月12日	990 円	— 円	379 円
				236 円

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 二項モデル

②主な基礎数値および見積方法

評価日	平成19年8月13日	平成20年2月12日
単位期間	3か月	3か月
株価変動率 (注) 1	30%	30%
評価日株価	1,350円	869円
権利行使価格	1,547円	990円
予想残存期間 (注) 2	7年9か月	7年2か月
配当率 (注) 3	0.97%	0.97%
利子率 (注) 4	1.94%	1.61%

(注) 1 10年間の株価実績に基づき算定しております。

2 二項モデル上で、ある格子点において、権利行使したときの価値が次の時点におけるオプションの期待割引価値を上回る場合に、権利行使されるものと推定し、その各格子点までの期間を加重平均して見積もっています。

3 平成2年3月期以降の配当実績によっております。

4 付与日から満期までの期間にわたり、各期間に応じたスワップレートから得られる利子率を使用して計算しております。

4 Stock・オプションの権利確定数の見積方法

当社のStock・オプション制度は、付与時に権利が確定しているため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 443百万円

2 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	付与対象者の区分 および人数	株式の種類別の ストック・オプションの付与数	付与日	権利行使期間
平成12年 ストック・オプション	当社の取締役 29名	普通株式 450,000株	平成12年12月15日	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで ※1
平成13年 ストック・オプション	当社の取締役 12名 当社の執行役員 16名	普通株式 450,000株	平成13年8月1日	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで ※2
平成14年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 32名	普通株式 800,000株	平成14年8月1日 平成14年11月1日 平成15年1月1日 平成15年5月1日 平成15年6月1日	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで ※3
平成15年 ストック・オプション	当社の取締役 9名 当社の執行役員 28名	普通株式 600,000株	平成15年8月1日 平成16年2月2日	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで ※3
平成16年 ストック・オプション	当社の取締役 8名 当社の執行役員 31名	普通株式 625,000株	平成16年8月2日 平成17年2月1日	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで ※3
平成17年 ストック・オプション	当社の取締役 11名 当社の執行役員 36名	普通株式 733,000株	平成17年8月1日 平成18年2月1日	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで ※3
平成18年 ストック・オプション	当社の取締役 10名 当社の執行役員 32名	普通株式 640,000株	平成18年8月7日 平成19年2月15日	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで ※3
平成19年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 26名	普通株式 785,000株	平成19年8月13日 平成20年2月12日	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで ※3
平成20年 ストック・オプション	当社の取締役 14名 当社の執行役員 30名	普通株式 471,600株	平成20年8月11日	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで ※4

(注) 1 ストック・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件：全て付与日に権利を確定しております。

3 対象勤務期間：該当事項はありません。

4 ※1 取締役の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※2 取締役または執行役員の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※3 取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、権利行使期間終了日と退任後5年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※4 付与対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、行使することができます。

5 平成18年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成18年8月7日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成20年7月22日とし、平成19年2月15日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年1月27日としております。

6 平成19年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成19年8月13日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年7月28日とし、平成20年2月12日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成22年1月26日としております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

<権利確定後>

(単位：株)

	前連結会計 年度末	権利確定	権利行使	失効	未行使残
平成12年ストック・オプション	10,000	—	—	—	10,000
平成13年ストック・オプション	34,000	—	—	—	34,000
平成14年ストック・オプション	323,000	—	15,000	30,000	278,000
平成15年ストック・オプション	370,000	—	30,000	—	340,000
平成16年ストック・オプション	572,000	—	—	—	572,000
平成17年ストック・オプション	728,000	—	—	—	728,000
平成18年ストック・オプション	640,000	—	—	—	640,000
平成19年ストック・オプション	785,000	—	—	—	785,000
平成20年ストック・オプション	—	471,600	18,300	—	453,300

(注) 当社のストック・オプション制度は、付与時に権利が確定しているため、権利確定前に該当するものはありません。

②単価情報

	付与日	権利行使価格	権利行使時の 株価平均値	付与日における 公正な評価単価
平成12年ストック・オプション	平成12年12月15日	605 円	— 円	—
平成13年ストック・オプション	平成13年8月1日	797 円	— 円	—
平成14年ストック・オプション	平成14年8月1日	777 円	989 円	—
	平成14年11月1日	712 円	— 円	
	平成15年1月1日	705 円	— 円	
	平成15年5月1日	581 円	— 円	
	平成15年6月1日	574 円	— 円	
平成15年ストック・オプション	平成15年8月1日	735 円	1,122 円	—
	平成16年2月2日	901 円	992 円	
平成16年ストック・オプション	平成16年8月2日	1,167 円	— 円	—
	平成17年2月1日	1,082 円	— 円	
平成17年ストック・オプション	平成17年8月1日	1,148 円	— 円	—
	平成18年2月1日	1,665 円	— 円	
平成18年ストック・オプション	平成18年8月7日	1,598 円	— 円	470 円
	平成19年2月15日	1,623 円	— 円	515 円
平成19年ストック・オプション	平成19年8月13日	1,547 円	— 円	379 円
	平成20年2月12日	990 円	— 円	236 円
平成20年ストック・オプション	平成20年8月11日	1 円	505 円	940 円

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 二項モデル

②主な基礎数値および見積方法

評価日	平成20年8月11日
単位期間 (注) 1	3か月
株価変動率 (注) 2	29 %
評価日株価	974 円
権利行使価格	1 円
予想残存期間 (注) 3	3年5か月
配当率 (注) 4	1.02 %
利子率 (注) 5	2.41 %

(注) 1 権利行使可能期間(退任後10日間)の単位期間は1日としております。

2 予想残存期間に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

3 二項モデル上で、ある格子点において、権利行使したときの価値が次の時点におけるオプションの期待割引価値を上回る場合に、権利行使されるものと推定し、その各格子点までの期間を加重平均して見積もっています。

4 平成2年3月期以降の配当実績によっております。

5 付与日から満期までの期間にわたり、各期間に応じたスワップレートから得られる利子率を使用して算定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

当社のストック・オプション制度は、付与時に権利が確定しているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1	繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	責任準備金等		責任準備金等
	支払備金		支払備金
	退職給付引当金		退職給付引当金
	財産評価損		財産評価損
	税務上無形固定資産		税務上繰越欠損金
	その他		税務上無形固定資産
	繰延税金資産小計		その他
	評価性引当額		繰延税金資産小計
	繰延税金資産合計		評価性引当額
			繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	その他		その他
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金負債の純額		繰延税金資産の純額
	(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の繰延税金資産に10,907百万円、繰延税金負債に13,239百万円含まれております。		(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の繰延税金資産に249,507百万円、繰延税金負債に295百万円含まれております。
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%)	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	国内の法定実効税率		当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
	(調整)		なお、国内の法定実効税率は36.09%であります。
	受取配当金等の益金不算入額		
	交際費等の損金不算入額		
	評価性引当額の増加		
	のれん償却額		
	その他		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(企業結合等関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

II 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業および事業の内容、企業結合の法的形式ならびに取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業および事業の内容

株式会社損害保険ジャパン	損害保険事業
Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.	金融関連事業

②企業結合の法的形式

当社が子会社株式および関連会社株式をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.へ現物出資

③取引の目的を含む取引の概要

当社は、東南アジアの子会社・関連会社をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.の傘下に収めることで、域内全体を視野に入れた戦略的な企画支援・経営管理を強化し、一層の事業拡大・内部統制強化を目指すため、当連結会計年度において、当社が保有するSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. および Sompo Japan Service (Thailand) Co., Ltd.の株式を、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.に現物出資いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として、適正な帳簿価額で処理しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,710,076	184,044	1,894,121	—	1,894,121
(2) セグメント間の 内部経常収益	3,527	14	3,541	(3,541)	—
計	1,713,603	184,059	1,897,663	(3,541)	1,894,121
経常費用	1,634,054	169,544	1,803,599	(3,541)	1,800,057
経常利益	79,549	14,514	94,063	—	94,063
II 資産・減価償却費および 資本的支出					
資産	5,381,107	1,070,793	6,451,901	(1,167)	6,450,734
減価償却費	10,511	127	10,639	—	10,639
資本的支出	9,531	319	9,850	—	9,850

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は252百万円増加、生命保険事業の経常費用は9百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、経常費用に含めて計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は522百万円増加、生命保険事業の経常費用は0百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,659,745	108,234	1,767,980	—	1,767,980
(2) セグメント間の 内部経常収益	3,061	15	3,076	(3,076)	—
計	1,662,807	108,249	1,771,056	(3,076)	1,767,980
経常費用	1,813,306	101,802	1,915,109	(3,076)	1,912,032
経常利益又は経常損失(△)	△150,499	6,446	△144,052	—	△144,052
II 資産・減価償却費および 資本的支出					
資産	4,809,506	1,104,956	5,914,462	(1,083)	5,913,379
減価償却費	10,559	232	10,792	—	10,792
資本的支出	11,715	2,599	14,314	—	14,314

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。

これによる、損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正）を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる、損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

II 当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

1 関連当事者との取引

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

2 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,086.86円	1株当たり純資産額	602.30円
1株当たり当期純利益金額	60.57円	1株当たり当期純損失金額(△)	△67.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	60.55円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—

- (注) 1 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額または 当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	59,636	△66,710
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	59,636	△66,710
普通株式の期中平均株式数 (千株)	984,515	984,540
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	389	—
(うち新株予約権(千株))	(389)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 銘柄 潜在株式の数 1,790,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 9 銘柄 潜在株式の数 2,915,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,071,176	594,946
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	1,103	1,946
(うち新株予約権(百万円))	(557)	(984)
(うち少数株主持分(百万円))	(546)	(962)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	1,070,072	593,000
1株当たり純資産額の算定に用いら れた期末の普通株式の数(千株)	984,551	984,544

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)(以下「本社債」といいます。)を発行いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社債総額 128,000百万円 2 払込金額 各本社債の金額100円につき金100円 3 払込期日および発行日 平成21年5月27日 4 利率 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年5月27日以前 固定利率 (2) 平成26年5月28日以降 変動利率(平成31年5月27日以前は、6か月円ライボ(LIBOR) に対して、条件決定時におけるスプレッド(以下「当初スプレッド」といいます。)および0.20%のステップアップ金利を合計した利率、平成31年5月28日以降は、6か月円ライボ(LIBOR) に対して、当初スプレッドおよび1.00%のステップアップ金利を合計した利率とします。) 5 償還期限 平成81年5月27日(発行日から60年経過後) ただし、当社はその選択により、平成26年5月27日以降の各利払日において、監督当局の事前承認を前提として、本社債の元本の全部または一部を繰上償還することができます。また、本社債につき当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、格付機関より本社債について発行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表もしくは通知された場合、または当社が、監督当局と協議の結果、本社債がソルベンシー・マージン規制上の負債性資本調達手段等として算入されなくなるおそれが軽微でないと判断した場合は、監督当局の事前承認を前提として、当社はその選択により、本社債の元本の全部(一部は不可)を繰上償還することができます。 6 担保・保証 該当事項はありません。 7 資金用途 実質的な自己資本の増強により、財務基盤の強化を図るため。

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>8 その他重要な特約等</p> <p>(1) 借換制限 当社は、償還または買入日以前6か月間に、当社普通株式または本社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た証券もしくは債務により資金を調達していない限り、本社債につき償還（ただし、満期償還を除きます。）または買入れを実施しないことを意図しております。</p> <p>(2) 利息の支払制限</p> <p>① 利払いの任意停止 当社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができます（以下当該繰延べを「任意停止」、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」といいます。）。また、繰り延べた利息は累積します。</p> <p>② 任意停止金額の支払についての努力 当社は、各任意停止利払日の5年後の利払日において、当該任意停止利払日における任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うことを意図しております。</p> <p>③ 任意停止金額の強制支払 上記にかかわらず、当社が本社債に実質的に劣後する当社株式（当社普通株式を含みます。）に対して剰余金の配当を行う場合もしくはこれらの当社株式を取得する場合（ただし、法令に基づき買い取る義務がある場合を除きます。）または剰余金の配当に関して最上位の当社優先株式もしくは本社債と実質的に同順位の証券もしくは債務に関して剰余金の配当もしくは利息の支払がなされたときは、当社は、所定の期日に、任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととします。</p> <p>④ 任意停止金額の支払原資の制限 任意停止金額およびこれに対する利息を支払う場合は、当該支払を行う日までの6か月間に、当社普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性を有するとの承認を得た証券または債務により調達した純手取金（ただし、本社債の要項に定められた限度とします。）により支払うものとし、これ以外の資金からは支払われないものとします。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(3) 劣後条項 本社債の社債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後し、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位の当社優先株式（当社が今後発行した場合）と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有します。</p> <p>9 発行方法 日本国内における適格機関投資家限定私募</p> <p>(株式の取得) 当社は、連結子会社であるYasuda Seguros S.A.を通じて、Maritima Seguros S.A.の普通株式50%を取得することを、同社および同社の主要株主と合意のうえ、平成21年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。対象会社の概要、株式の取得目的等は以下のとおりであります。</p> <p>1 対象会社の概要 社名：Maritima Seguros S.A. 本社：ブラジル サンパウロ州 サンパウロ市 事業の内容：損害保険事業 正味収入保険料（連結）（平成20年12月期）： 1,031百万リアル（44,076百万円） 総資産（連結）（平成20年12月31日）： 1,038百万リアル（44,368百万円）</p> <p>2 株式取得の目的 今後も継続的な成長が見込まれるブラジルの保険市場において、強固な販売チャネルを有するMaritima Seguros S.A.の株式を取得することで、同国における事業の拡大を目的とするものであります。</p> <p>3 株式の取得時期 Yasuda Seguros S.A.は、Maritima Seguros S.A.の普通株式の50%と議決権のない優先株式の一部を平成21年7月までに取得する見込みであります。また、これに先立ち当社は、Maritima Seguros S.A.の株式取得のためにYasuda Seguros S.A.が実施する第三者割当増資を349百万リアル（14,911百万円）引き受ける予定であります。</p> <p>4 株式の取得価額 Yasuda Seguros S.A.は、335百万リアル（14,341百万円）を上限に取得を行う予定であります。</p> <p>(注) ()内に記載した円貨額は、平成21年3月末現在の為替相場（1リアル：42.72円）による換算額であります。</p>

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	33	30	2.11	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	594	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	546	482	1.99	平成22年4月26日 ～平成51年8月26日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	1,757	—	平成22年4月1日 ～平成26年3月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
計	579	2,865	—	—

(注) 1 本表記載の借入金等は連結貸借対照表の「その他負債」に含まれております。

2 長期借入金およびリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金 (百万円)	29	26	19	16
リース債務 (百万円)	598	586	430	142

3 平均利率については、期末借入残高による加重平均利率を記載しております。

なお、当社はリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、リース債務については平均利率を記載しておりません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)	第2四半期 (自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日)	第3四半期 (自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)	第4四半期 (自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日)
経常収益(百万円)	465,928	466,896	485,874	449,543
税金等調整前四半期純利益金額または税金等調整前四半期損失金額(△)(百万円)	10,502	24,270	△5,595	△139,846
四半期純利益金額または 四半期純損失金額(△)(百万円)	7,292	15,443	△23,329	△66,115
1株当たり四半期純利益金額または 1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	7.40	15.68	△23.69	△67.15

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	118,764	95,589
現金	23	5
預貯金	※4 118,741	※4 95,583
コールローン	108,800	73,600
買現先勘定	47,947	81,978
買入金銭債権	47,037	40,160
金銭の信託	39,398	9,684
有価証券	※4 3,937,921	※4 3,225,496
国債	※7 870,159	※7 883,863
地方債	77,672	49,126
社債	457,489	463,377
株式	※3, ※7 1,522,968	※3, ※7 1,019,302
外国証券	※3, ※7 914,987	※3, ※7 756,705
その他の証券	※3 94,643	※3 53,120
貸付金	※6, ※8 506,053	※6, ※8 502,025
保険約款貸付	10,762	10,122
一般貸付	495,291	491,902
有形固定資産	※1 217,747	※1 216,864
土地	104,339	104,108
建物	90,042	88,570
リース資産	—	1,843
建設仮勘定	1,787	1,220
その他の有形固定資産	21,578	21,121
無形固定資産	758	758
その他資産	386,988	396,647
未収保険料	685	905
代理店貸	89,372	95,409
外国代理店貸	22,411	20,110
共同保険貸	9,333	8,289
再保険貸	76,430	75,534
外国再保険貸	34,076	27,186
代理業務貸	0	0
未収金	18,756	42,029
未収収益	10,396	8,985
預託金	15,788	15,481
地震保険預託金	58,194	61,367
仮払金	43,843	38,335
先物取引差入証拠金	1,075	183
金融派生商品	5,616	1,821
その他の資産	1,004	1,008
繰延税金資産	—	237,293
貸倒引当金	△16,402	△16,374
投資損失引当金	△6,447	△7,287
資産の部合計	5,388,567	4,856,435

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
保険契約準備金	3,930,005	3,941,412
支払備金	※9 676,066	※9 758,538
責任準備金	※10 3,253,939	※10 3,182,874
その他負債	222,923	181,214
共同保険借	4,689	4,693
再保険借	49,790	46,633
外国再保険借	17,777	14,323
代理業務借	20	19
借入金	※4 579	※4 512
未払法人税等	※5 39,512	※5 4,320
預り金	5,586	5,389
前受収益	44	35
未払金	36,062	39,953
仮受金	67,161	53,008
借入有価証券	389	224
金融派生商品	1,307	10,164
リース債務	—	1,937
退職給付引当金	95,654	98,711
役員退職慰労引当金	2,484	—
賞与引当金	13,311	13,595
特別法上の準備金	36,971	5,779
価格変動準備金	36,971	5,779
繰延税金負債	12,725	—
負債の部合計	4,314,077	4,240,713
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,000	70,000
資本剰余金		
資本準備金	24,229	24,229
その他資本剰余金	11	—
資本剰余金合計	24,241	24,229
利益剰余金		
利益準備金	32,150	36,088
その他利益剰余金	379,826	282,242
圧縮記帳積立金	891	1,123
固定資産圧縮特別勘定積立金	276	—
別途積立金	315,300	331,300
繰越利益剰余金	63,358	△50,181
利益剰余金合計	411,976	318,330
自己株式	△2,842	△2,839
株主資本合計	503,374	409,720
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	570,558	205,017
評価・換算差額等合計	570,558	205,017
新株予約権	557	984
純資産の部合計	1,074,490	615,721
負債及び純資産の部合計	5,388,567	4,856,435

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	1,725,635	1,637,825
保険引受収益	1,572,689	1,550,908
正味収入保険料	※2 1,345,024	※2 1,290,464
収入積立保険料	134,094	145,491
積立保険料等運用益	46,608	43,024
責任準備金戻入額	※6 46,873	※6 71,065
その他保険引受収益	※9 89	※9 862
資産運用収益	145,196	79,496
利息及び配当金収入	※7 135,606	※7 102,511
金銭の信託運用益	629	—
売買目的有価証券運用益	※8 132	※8 148
有価証券売却益	40,732	18,424
有価証券償還益	740	266
金融派生商品収益	※9 13,767	※9 54
その他運用収益	195	1,116
積立保険料等運用益振替	△46,608	△43,024
その他経常収益	7,749	7,420
経常費用	1,652,318	1,791,710
保険引受費用	1,388,480	1,410,733
正味支払保険金	※3 804,131	※3 832,768
損害調査費	71,581	74,972
諸手数料及び集金費	※4 218,865	※4 215,692
満期返戻金	241,357	202,767
契約者配当金	28	30
支払備金繰入額	※5 48,825	※5 82,472
為替差損	1,386	1,391
その他保険引受費用	※9 2,304	638
資産運用費用	20,207	134,285
金銭の信託運用損	※9 2,966	※9 12,746
有価証券売却損	674	2,006
有価証券評価損	8,241	78,746
有価証券償還損	457	461
為替差損	4,109	12,826
その他運用費用	3,758	27,497
営業費及び一般管理費	240,668	244,055
その他経常費用	2,961	2,635
支払利息	36	66
貸倒引当金繰入額	821	565
貸倒損失	10	13
投資損失引当金繰入額	686	839
その他の経常費用	1,406	1,151
経常利益又は経常損失(△)	73,316	△153,884

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
特別利益	2,099	33,850
固定資産処分益	2,099	608
特別法上の準備金戻入額	—	31,191
価格変動準備金戻入額	—	31,191
その他特別利益	—	※10 2,050
特別損失	7,533	810
固定資産処分損	1,106	697
特別法上の準備金繰入額	6,372	—
価格変動準備金繰入額	6,372	—
不動産評価損	54	113
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	67,882	△120,845
法人税及び住民税	51,650	1,613
法人税等調整額	△28,435	△48,515
法人税等合計	23,215	△46,901
当期純利益又は当期純損失 (△)	44,667	△73,943

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	70,000	70,000
当期末残高	70,000	70,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	24,229	24,229
当期末残高	24,229	24,229
その他資本剰余金		
前期末残高	—	11
当期変動額		
自己株式の処分	11	△11
当期変動額合計	11	△11
当期末残高	11	—
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	29,000	32,150
当期変動額		
剰余金の配当	3,150	3,938
当期変動額合計	3,150	3,938
当期末残高	32,150	36,088
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高	527	891
当期変動額		
圧縮記帳積立金の積立	391	276
圧縮記帳積立金の取崩	△27	△44
当期変動額合計	363	231
当期末残高	891	1,123
固定資産圧縮特別勘定積立金		
前期末残高	407	276
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	276	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	△407	△276
当期変動額合計	△131	△276
当期末残高	276	—
別途積立金		
前期末残高	289,000	315,300
当期変動額		
別途積立金の積立	26,300	16,000
当期変動額合計	26,300	16,000
当期末残高	315,300	331,300

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	64,125	63,358
当期変動額		
圧縮記帳積立金の積立	△391	△276
圧縮記帳積立金の取崩	27	44
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	△276	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	407	276
別途積立金の積立	△26,300	△16,000
剰余金の配当	△18,901	△23,629
当期純利益又は当期純損失(△)	44,667	△73,943
自己株式の処分	—	△10
当期変動額合計	△766	△113,539
当期末残高	63,358	△50,181
自己株式		
前期末残高	△2,832	△2,842
当期変動額		
自己株式の取得	△255	△213
自己株式の処分	245	216
当期変動額合計	△9	3
当期末残高	△2,842	△2,839
株主資本合計		
前期末残高	474,457	503,374
当期変動額		
剰余金の配当	△15,751	△19,691
当期純利益又は当期純損失(△)	44,667	△73,943
自己株式の取得	△255	△213
自己株式の処分	256	194
当期変動額合計	28,917	△93,653
当期末残高	503,374	409,720
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	999,268	570,558
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△428,710	△365,540
当期変動額合計	△428,710	△365,540
当期末残高	570,558	205,017
評価・換算差額等合計		
前期末残高	999,268	570,558
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△428,710	△365,540
当期変動額合計	△428,710	△365,540
当期末残高	570,558	205,017

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
新株予約権		
前期末残高	315	557
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	242	426
当期変動額合計	242	426
当期末残高	557	984
純資産合計		
前期末残高	1,474,041	1,074,490
当期変動額		
剰余金の配当	△15,751	△19,691
当期純利益又は当期純損失（△）	44,667	△73,943
自己株式の取得	△255	△213
自己株式の処分	256	194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△428,467	△365,114
当期変動額合計	△399,550	△458,768
当期末残高	1,074,490	615,721

【重要な会計方針】

前事業年度	当事業年度
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>(3) 子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>(6) 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ252百万円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ521百万円減少しております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p> <p>2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p> <p>3 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>

前事業年度	当事業年度
<p>4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。 また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各期における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p>	<p>4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 投資損失引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>

前事業年度	当事業年度
<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7 ヘッジ会計の方法 保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。 また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>8 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 （追加情報） 当社は、従来、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上していましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認されたこと、および平成20年10月24日開催の取締役会において、最終的な支給金額および支給時期等を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分については、未払金に振替えて表示しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 同左</p> <p>(6) 価格変動準備金 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>7 消費税等の会計処理 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度	当事業年度
<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる経常損失および税引前当期純損失への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度	当事業年度
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>当期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、「退職給付引当金」に含めていた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金を「役員退職慰労引当金」として表示しております。</p> <p>なお、前期において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金の金額は、2,163百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は229,343百万円、圧縮記帳額は10,522百万円であります。</p> <p>2 関係会社に対する金銭債権(外国代理店貸等)の総額は18,881百万円、金銭債務(未払金等)の総額は5,372百万円であります。</p> <p>※3 関係会社株式の額は196,830百万円、関係会社出資金の額は19,586百万円であります。</p> <p>※4 担保に供している資産は有価証券47,298百万円および預貯金6,217百万円であります。これらは、借入金579百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,617百万円であります。</p> <p>※5 未払法人税等は、事業税の未払額3,063百万円ならびに法人税及び住民税の未払額36,449百万円あります。</p> <p>※6 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は152百万円、延滞債権額は2,218百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は838百万円あります。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,209百万円あります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は234,376百万円、圧縮記帳額は10,521百万円あります。</p> <p>2 関係会社に対する金銭債権(外国代理店貸等)の総額は17,113百万円、金銭債務(未払金等)の総額は5,883百万円あります。</p> <p>※3 関係会社株式の額は208,236百万円、関係会社出資金の額は16,455百万円あります。</p> <p>※4 担保に供している資産は有価証券69,554百万円および預貯金6,209百万円あります。これらは、借入金512百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,530百万円あります。</p> <p>※5 未払法人税等は、事業税の未払額3,001百万円ならびに法人税及び住民税の未払額1,319百万円あります。</p> <p>※6 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は491百万円、延滞債権額は2,463百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は451百万円あります。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,406百万円あります。</p>

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
※7	消費貸借契約により貸し付けている有価証券が株式、国債および外国証券に合計114,664百万円含まれております。	※7	消費貸借契約により貸し付けている有価証券が株式、国債および外国証券に合計73,964百万円含まれております。
※8	貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は27,986百万円であります。	※8	貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は24,308百万円であります。
※9	支払備金の内訳は次のとおりであります。	※9	支払備金の内訳は次のとおりであります。
	支払備金		支払備金
	(出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く)		(出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く)
	同上にかかる出再支払備金		同上にかかる出再支払備金
	差引(イ)		差引(イ)
	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる 支払備金(ロ)		地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる 支払備金(ロ)
	計(イ+ロ)		計(イ+ロ)
※10	責任準備金の内訳は次のとおりであります。	※10	責任準備金の内訳は次のとおりであります。
	普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)		普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)
	同上にかかる出再責任準備金		同上にかかる出再責任準備金
	差引(イ)		差引(イ)
	その他の責任準備金(ロ)		その他の責任準備金(ロ)
	計(イ+ロ)		計(イ+ロ)

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 関係会社との取引による収益(収入保険料、不動産賃貸料等)の総額は18,429百万円、費用(支払保険金、業務委託料等)の総額は82,374百万円です。	1 関係会社との取引による収益(収入保険料、不動産賃貸料等)の総額は15,047百万円、費用(支払保険金、業務委託料等)の総額は84,214百万円です。
※2 正味収入保険料の内訳	※2 正味収入保険料の内訳
収入保険料 1,616,014百万円	収入保険料 1,519,798百万円
ー) 支払再保険料 270,990百万円	ー) 支払再保険料 229,333百万円
正味収入保険料 1,345,024百万円	正味収入保険料 1,290,464百万円
※3 正味支払保険金の内訳	※3 正味支払保険金の内訳
支払保険金 1,022,366百万円	支払保険金 1,037,833百万円
ー) 回収再保険金 218,234百万円	ー) 回収再保険金 205,065百万円
正味支払保険金 804,131百万円	正味支払保険金 832,768百万円
※4 諸手数料及び集金費の内訳	※4 諸手数料及び集金費の内訳
支払諸手数料及び集金費 236,646百万円	支払諸手数料及び集金費 232,832百万円
ー) 出再保険手数料 17,780百万円	ー) 出再保険手数料 17,140百万円
諸手数料及び集金費 218,865百万円	諸手数料及び集金費 215,692百万円
※5 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳	※5 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳
支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) 47,422百万円	支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を除く) 83,191百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額 △1,747百万円	同上にかかる出再支払備金繰入額 △613百万円
差引(イ) 49,169百万円	差引(イ) 83,804百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ) △344百万円	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ) △1,332百万円
計(イ+ロ) 48,825百万円	計(イ+ロ) 82,472百万円
※6 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳	※6 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳
普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) △2,615百万円	普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) △9,588百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額 △1,350百万円	同上にかかる出再責任準備金繰入額 △1,295百万円
差引(イ) △1,264百万円	差引(イ) △8,292百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ) △45,609百万円	その他の責任準備金繰入額(ロ) △62,772百万円
計(イ+ロ) △46,873百万円	計(イ+ロ) △71,065百万円
※7 利息及び配当金収入の内訳	※7 利息及び配当金収入の内訳
預貯金利息 377百万円	預貯金利息 163百万円
コールローン利息 648百万円	コールローン利息 359百万円
買現先勘定利息 558百万円	買現先勘定利息 494百万円
買入金銭債権利息 529百万円	買入金銭債権利息 863百万円
有価証券利息・配当金 117,636百万円	有価証券利息・配当金 84,861百万円
貸付金利息 8,723百万円	貸付金利息 8,919百万円
不動産賃貸料 5,326百万円	不動産賃貸料 5,453百万円
その他利息・配当金 1,804百万円	その他利息・配当金 1,396百万円
利息及び配当金収入 135,606百万円	利息及び配当金収入 102,511百万円
※8 売買目的有価証券運用益中の売却損益は2百万円の益、評価損益は130百万円の益であります。	※8 売買目的有価証券運用益中の売却損益は118百万円の益、評価損益は29百万円の益であります。

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>※9 金銭の信託運用損中の評価損益の合計額は1,848百万円の損であります。また、金融派生商品に係る評価損益は、その他保険引受収益中1百万円の益、金融派生商品収益中4,945百万円の益およびその他保険引受費用中857百万円の損との差引4,089百万円の益であります。</p>	<p>※9 金銭の信託運用損中の評価損益の合計額は202百万円の損であります。また、金融派生商品に係る評価損益の合計額は8,625百万円の損であり、その内訳はその他保険引受収益中1,445百万円の益および金融派生商品収益中10,070百万円の損であります。</p> <p>※10 その他特別利益は、海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金2,050百万円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	3,266	194	278	3,181
合 計	3,266	194	278	3,181

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加194千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少278千株は、単元未満株式の買増しによる減少97千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分181千株であります。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	3,181	248	241	3,188
合 計	3,181	248	241	3,188

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加248千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少241千株は、単元未満株式の買増しによる減少178千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分63千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																		
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">動産</td> <td style="text-align: center;">3,954</td> <td style="text-align: center;">1,252</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2,702</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">953百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,748百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,702百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 100百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">787百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">787百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">82百万円</td> </tr> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	動産	3,954	1,252	—	2,702	1年内	953百万円	1年超	1,748百万円	合計	2,702百万円	支払リース料	787百万円	リース資産減損勘定の取崩額	100百万円	減価償却費相当額	787百万円	減損損失	100百万円	1年内	38百万円	1年超	43百万円	合計	82百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有形固定 資産</td> <td style="text-align: center;">4,166</td> <td style="text-align: center;">2,162</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2,003</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">870百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,132百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,003百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 100百万円</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,012百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,012百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(借主側)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">151百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">604百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">755百万円</td> </tr> </table> <p>(貸主側)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">950百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,796百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,746百万円</td> </tr> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	有形固定 資産	4,166	2,162	—	2,003	1年内	870百万円	1年超	1,132百万円	合計	2,003百万円	支払リース料	1,012百万円	リース資産減損勘定の取崩額	100百万円	減価償却費相当額	1,012百万円	減損損失	100百万円	1年内	151百万円	1年超	604百万円	合計	755百万円	1年内	950百万円	1年超	3,796百万円	合計	4,746百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																															
動産	3,954	1,252	—	2,702																																																															
1年内	953百万円																																																																		
1年超	1,748百万円																																																																		
合計	2,702百万円																																																																		
支払リース料	787百万円																																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	100百万円																																																																		
減価償却費相当額	787百万円																																																																		
減損損失	100百万円																																																																		
1年内	38百万円																																																																		
1年超	43百万円																																																																		
合計	82百万円																																																																		
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																															
有形固定 資産	4,166	2,162	—	2,003																																																															
1年内	870百万円																																																																		
1年超	1,132百万円																																																																		
合計	2,003百万円																																																																		
支払リース料	1,012百万円																																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	100百万円																																																																		
減価償却費相当額	1,012百万円																																																																		
減損損失	100百万円																																																																		
1年内	151百万円																																																																		
1年超	604百万円																																																																		
合計	755百万円																																																																		
1年内	950百万円																																																																		
1年超	3,796百万円																																																																		
合計	4,746百万円																																																																		

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1	繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	責任準備金		責任準備金
	支払備金		支払備金
	退職給付引当金		退職給付引当金
	財産評価損		財産評価損
	税務上無形固定資産		税務上繰越欠損金
	その他		税務上無形固定資産
	繰延税金資産小計		その他
	評価性引当額		繰延税金資産小計
	繰延税金資産合計		評価性引当額
			繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	その他		その他
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金負債の純額		繰延税金資産の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%)	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
	(調整)		なお、当社の法定実効税率は36.09%であります。
	受取配当金等の益金不算入額		
	評価性引当額の増加		
	交際費等の損金不算入額		
	その他		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(企業結合等関係)

I 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

II 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項 (企業結合等関係)」に記載しておりますので、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,090.78円	1株当たり純資産額	624.38円
1株当たり当期純利益金額	45.36円	1株当たり当期純損失金額(△)	△75.10円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	45.35円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—

(注) 1 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額または 当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	44,667	△73,943
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	44,667	△73,943
普通株式の期中平均株式数 (千株)	984,515	984,540
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	389	—
(うち新株予約権(千株))	(389)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 銘柄 潜在株式の数 1,790,000株 新株予約権の概要については、 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 9 銘柄 潜在株式の数 2,915,000株 新株予約権の概要については、 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,074,490	615,721
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	557	984
(うち新株予約権(百万円))	(557)	(984)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	1,073,932	614,737
1株当たり純資産額の算定に用いら れた期末の普通株式の数(千株)	984,551	984,544

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年 5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年 5月27日に株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)(以下「本社債」といいます。)を発行いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none">1 社債総額 128,000百万円2 払込金額 各本社債の金額100円につき金100円3 払込期日および発行日 平成21年 5月27日4 利率<ol style="list-style-type: none">(1) 平成26年 5月27日以前 固定利率(2) 平成26年 5月28日以降 変動利率(平成31年 5月27日以前は、6か月円ライボ(LIBOR)に対して、条件決定時におけるスプレッド(以下「当初スプレッド」といいます。)および0.20%のステップアップ金利を合計した利率、平成31年 5月28日以降は、6か月円ライボ(LIBOR)に対して、当初スプレッドおよび1.00%のステップアップ金利を合計した利率とします。)5 償還期限 平成81年 5月27日(発行日から60年経過後) ただし、当社はその選択により、平成26年 5月27日以降の各利払日において、監督当局の事前承認を前提として、本社債の元本の全部または一部を繰上償還することができます。また、本社債につき当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、格付機関より本社債について発行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表もしくは通知された場合、または当社が、監督当局と協議の結果、本社債がソルベンシー・マージン規制上の負債性資本調達手段等として算入されなくなるおそれが軽微でないと判断した場合は、監督当局の事前承認を前提として、当社はその選択により、本社債の元本の全部(一部は不可)を繰上償還することができます。6 担保・保証 該当事項はありません。7 資金用途 実質的な自己資本の増強により、財務基盤の強化を図るため。

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>8 その他重要な特約等</p> <p>(1) 借換制限</p> <p>当社は、償還または買入日以前6か月間に、当社普通株式または本社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た証券もしくは債務により資金を調達していない限り、本社債につき償還（ただし、満期償還を除きます。）または買入れを実施しないことを意図しております。</p> <p>(2) 利息の支払制限</p> <p>① 利払いの任意停止</p> <p>当社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができます（以下当該繰延べを「任意停止」、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」といいます。）。また、繰り延べた利息は累積します。</p> <p>② 任意停止金額の支払についての努力</p> <p>当社は、各任意停止利払日の5年後の利払日において、当該任意停止利払日における任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うことを意図しております。</p> <p>③ 任意停止金額の強制支払</p> <p>上記にかかわらず、当社が本社債に実質的に劣後する当社株式（当社普通株式を含みます。）に対して剰余金の配当を行う場合もしくはこれらの当社株式を取得する場合（ただし、法令に基づき買い取る義務がある場合を除きます。）または剰余金の配当に関して最上位の当社優先株式もしくは本社債と実質的に同順位の証券もしくは債務に関して剰余金の配当もしくは利息の支払がなされたときは、当社は、所定の期日に、任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととします。</p> <p>④ 任意停止金額の支払原資の制限</p> <p>任意停止金額およびこれに対する利息を支払う場合は、当該支払を行う日までの6か月間に、当社普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性を有するとの承認を得た証券または債務により調達した純手取金（ただし、本社債の要項に定められた限度とします。）により支払うものとし、これ以外の資金からは支払われないものとします。</p>

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 劣後条項 本社債の社債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後し、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位の当社優先株式（当社が今後発行した場合）と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有します。</p> <p>9 発行方法 日本国内における適格機関投資家限定私募</p> <p>(株式の取得) 当社は、連結子会社であるYasuda Seguros S.A.を通じて、Maritima Seguros S.A.の普通株式50%を取得することを、同社および同社の主要株主と合意のうえ、平成21年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。対象会社の概要、株式の取得目的等は以下のとおりであります。</p> <p>1 対象会社の概要 社名：Maritima Seguros S.A. 本社：ブラジル サンパウロ州 サンパウロ市 事業の内容：損害保険事業 正味収入保険料（連結）（平成20年12月期）： 1,031百万リアル（44,076百万円） 総資産（連結）（平成20年12月31日）： 1,038百万リアル（44,368百万円）</p> <p>2 株式取得の目的 今後も継続的な成長が見込まれるブラジルの保険市場において、強固な販売チャネルを有するMaritima Seguros S.A.の株式を取得することで、同国における事業の拡大を目的とするものであります。</p> <p>3 株式の取得時期 Yasuda Seguros S.A.は、Maritima Seguros S.A.の普通株式の50%と議決権のない優先株式の一部を平成21年7月までに取得する見込みであります。また、これに先立ち当社は、Maritima Seguros S.A.の株式取得のためにYasuda Seguros S.A.が実施する第三者割当増資を349百万リアル（14,911百万円）引き受ける予定であります。</p> <p>4 株式の取得価額 Yasuda Seguros S.A.は、335百万リアル（14,341百万円）を上限に取得を行う予定であります。</p> <p>(注) () 内に記載した円貨額は、平成21年3月末現在の為替相場（1リアル：42.72円）による換算額であります。</p>

④ 【附属明細表】

【事業費明細表】

区分		金額（百万円）
損害調査費・ 営業費及び 一般管理費	人件費	165,397
	給与	(120,297)
	賞与引当金繰入額	(13,595)
	退職金	(3)
	退職給付引当金繰入額	(10,151)
	役員退職慰労引当金繰入額	(50)
	厚生費	(21,298)
	物件費	140,080
	減価償却費	(10,124)
	土地建物機械賃借料	(13,008)
	営繕費	(3,594)
	旅費交通費	(6,164)
	通信費	(6,819)
	事務費	(16,193)
	広告費	(3,443)
	諸会費・寄附金・交際費	(8,682)
	その他物件費	(72,049)
税金	12,680	
拠出金	1	
負担金	867	
	計	319,027
	(損害調査費)	(74,972)
	(営業費及び一般管理費)	(244,055)
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	代理店手数料等	217,197
	保険仲立人手数料	439
	募集費	—
	集金費	6,945
	受再保険手数料	8,250
	出再保険手数料	△17,140
	計	215,692
事業費合計		534,720

- (注) 1 金額は当事業年度の損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。
- 2 その他物件費のうち主なものは業務委託費、資産管理費、銀行振込等手数料であります。
- 3 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	104,339	—	230 (84)	104,108	—	—	104,108
建物	281,869	5,217	978 (29)	286,108	197,538	6,474	88,570
リース資産	—	1,974	—	1,974	131	131	1,843
建設仮勘定	1,787	3,343	3,910	1,220	—	—	1,220
その他の有形固定資産	59,095	4,140	5,406	57,828	36,706	3,519	21,121
有形固定資産計	447,091	14,675	10,526 (113)	451,240	234,376	10,124	216,864
無形固定資産							
借地権	—	—	—	95	—	—	95
電話加入権	—	—	—	662	—	—	662
無形固定資産計	—	—	—	758	—	—	758
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 土地および建物の当期減少額欄の()書きは不動産評価損による減少額を内書きしたものであります。
2 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、無形固定資産の「前期末残高」、「当期増加額」および「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	一般貸倒引当金	812	899	—	812	899
	個別貸倒引当金	15,589	931	593	453	15,474
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
	計	16,402	1,831	593	1,266	16,374
投資損失引当金		6,447	839	—	—	7,287
賞与引当金		13,311	13,595	13,311	—	13,595
役員退職慰労引当金		2,484	132	745	1,872	—
価格変動準備金		36,971	5,779	36,971	—	5,779

- (注) 1 一般貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。
- 2 個別貸倒引当金の当期減少額(その他)は、回収等による取崩額であります。
- 3 役員退職慰労引当金の当期減少額(その他)は、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認されたこと、および平成20年10月24日開催の取締役会において、最終的な支給金額および支給時期等を決議したことに伴い、打ち切り支給額を未払金に振替えたことによる取崩額等であります。

(2) 【主な資産および負債の内容】

当事業年度末（平成21年3月31日）における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。

① 現金及び預貯金

内訳は次のとおりであります。

区分	期末残高（百万円）
現金	5
預貯金	95,583
（郵便振替・郵便貯金）	(3,563)
（当座預金）	(117)
（普通預金）	(30,511)
（通知預金）	(52,826)
（定期預金）	(8,565)
計	95,589

② 買現先勘定

買現先勘定81,978百万円はすべてコマーシャルペーパーであります。

③ 買入金銭債権

内訳は次のとおりであります。

区分	期末残高（百万円）
コマーシャルペーパー	1,999
貸付債権信託受益権	30,604
その他買入金銭債権	7,556
計	40,160

④ 金銭の信託

金銭の信託9,684百万円はすべて特定金外信託であります。

⑤ 有価証券

有価証券の内訳および異動明細は次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期評価益 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期評価損 (百万円)	評価差額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
国債	870,159	146,996	—	139,123	—	5,832	883,863
地方債	77,672	1,043	—	29,691	—	101	49,126
社債	457,489	111,861	—	101,337	—	△4,637	463,377
株式	1,522,968	20,124	—	16,762	67,587	△439,440	1,019,302
外国証券	914,987	142,046	—	172,455	7,397	△120,474	756,705
その他の証券	94,643	7,861	—	36,830	3,761	△8,793	53,120
計	3,937,921	429,934	—	496,201	78,746	△567,411	3,225,496

有価証券中その主要部分を占める株式の内訳は次のとおりであります。

区分	株式数 (株)	貸借対照表計上額	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
金融保険業	365,156,215	232,007	22.76
輸送用機器	228,399,085	191,929	18.83
電気機器	180,655,024	163,019	15.99
化学	167,142,856	67,883	6.66
商業	142,445,627	63,810	6.26
陸運業	78,799,426	45,979	4.51
電気・ガス	31,023,782	37,384	3.67
食料品	63,328,938	33,891	3.32
石油・石炭製品	54,672,446	24,990	2.45
鉄鋼	26,633,900	22,748	2.23
その他	349,863,495	135,658	13.31
計	1,688,120,794	1,019,302	100.00

(注) 1 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

2 化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでおります。また、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として、卸売業および小売業は商業として記載しております。

⑥ 貸付金

a) 貸付金担保別内訳

貸付金の担保別内訳は次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	構成比 (%)	当期末残高 (百万円)	構成比 (%)
担保貸付	42,361	8.37	39,045	7.78
有価証券担保貸付	1,711	0.34	1,861	0.37
不動産・動産・財団担保貸付	39,980	7.90	36,733	7.32
指名債権担保貸付	670	0.13	450	0.09
保証貸付	180,334	35.64	185,008	36.85
信用貸付	259,995	51.38	257,209	51.23
その他	12,599	2.49	10,639	2.12
一般貸付計	495,291	97.87	491,902	97.98
約款貸付	10,762	2.13	10,122	2.02
合計	506,053	100.00	502,025	100.00
(うち劣後特約付き貸付)	(41,700)	(8.24)	(39,400)	(7.85)

b) 貸付金業種別内訳

貸付金の業種別内訳は次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期増減(△)額 (百万円)
農林・水産業	382	377	△5
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—
建設業	5,774	3,882	△1,892
製造業	31,912	32,213	300
卸売業・小売業	22,066	17,455	△4,610
金融業・保険業	85,122	83,071	△2,051
不動産業・物品賃貸業	106,225	103,561	△2,664
情報通信業	5,370	6,626	1,255
運輸業・郵便業	11,615	9,885	△1,729
電気・ガス・熱供給・水道業	8,513	7,793	△720
サービス業等	13,742	16,881	3,139
その他	193,525	199,513	5,988
(うち個人住宅・消費者ローン)	(186,739)	(193,432)	(6,693)
計	484,251	481,262	△2,989
公共団体	3,000	2,400	△599
公社・公団	8,039	8,239	199
約款貸付	10,762	10,122	△639
合計	506,053	502,025	△4,028

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じております。なお、当期から保険業法施行規則の改正により業種区分を変更しており、前期末残高につきましては、改正後の様式に基づき組替えて表示しております。

⑦ その他資産

a) 未収保険料・代理店貸

未収保険料は、元受保険契約の保険料の未収金で当社直扱のものを示し、代理店貸は、元受保険契約の保険料の未収金で代理店扱のもの（ただし、代理店手数料を差引いた正味）を示しております。

当期末現在における未収保険料および代理店貸の種目別の残高は次のとおりであります。

区分	火災 (百万円)	海上 (百万円)	傷害 (百万円)	自動車 (百万円)	自動車損害 賠償責任 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
未収保険料	△55	△169	42	273	—	815	905
代理店貸	8,789	844	11,231	67,130	—	7,413	95,409
計	8,734	674	11,274	67,403	—	8,228	96,314

(注) 停滞期間 = $\frac{\text{未収保険料 (計)} + \text{代理店貸 (計)}}{\text{月平均保険料 (元受保険料 - 諸返戻金 - 代理店手数料)}} = 0.90 \text{ か月}$

b) 外国代理店貸 20,110百万円

外国代理店が管理する当社勘定残高であります。

c) 共同保険貸 8,289百万円

当社が共同保険の幹事会社として立替払いした同業他社分の保険金等のうち、未回収額を示す勘定であります。

d) 再保険貸 75,534百万円

当社と同業他社との間の再保険授受によって生じる勘定のうち、国内の同業他社に対する未回収額を示す勘定であります。

e) 外国再保険貸 27,186百万円

当社と同業他社との間の再保険授受によって生じる勘定のうち、外国所在の同業他社に対する未回収額を示す勘定であります。

f) 地震保険預託金 61,367百万円

日本地震再保険株式会社に預託している地震保険の受再保険料および運用益の残高を示す勘定であります。

g) 仮払金 38,335百万円

勘定科目未定の支払金および内払的性質の支払金を示す勘定であります。その主なものは次のとおりであります。

各種保険金 26,007百万円

⑧ 保険契約準備金

a) 支払備金 758,538百万円

当期末において既に発生したまたは発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を保険業法第117条、同施行規則第72条および第73条の規定ならびに平成10年大蔵省告示第234号に基づき積み立てたものであります。

b) 責任準備金 3,182,874百万円

将来発生することあるべき損害および異常災害損失のてん補、ならびに将来支払期日が到来する払戻金および返戻金等の支払に充てるなど保険契約上の責任遂行のため、保険業法第116条、同施行規則第68条、第70条および第71条の規定、平成8年大蔵省告示第48号、平成10年大蔵省告示第231号ならびに平成10年大蔵省告示第232号等に基づき積み立てたものであります。

当期末現在における支払備金および責任準備金の種目別の残高は次のとおりであります。

区分	支払備金 (百万円)	責任準備金 (百万円)	(うち異常危険 準備金) (百万円)	計 (百万円)
火災	32,604	879,196	(129,551)	911,800
海上	12,651	35,260	(25,341)	47,912
傷害	50,636	1,280,101	(87,685)	1,330,738
自動車	294,577	237,920	(47,509)	532,498
自動車損害賠償責任	57,319	425,028	(—)	482,347
その他	310,749	325,365	(87,701)	636,114
計	758,538	3,182,874	(377,788)	3,941,412

⑨ その他負債

a) 共同保険借 4,693百万円

当社が共同保険の幹事会社として契約者から収納した同業他社分の保険料のうち未払額を示す勘定であります。

b) 再保険借 46,633百万円

当社と同業他社との間の再保険授受によって生じる勘定のうち、国内の同業他社に対する未払額を示す勘定であります。

c) 外国再保険借 14,323百万円

当社と同業他社との間の再保険授受によって生じる勘定のうち、外国所在の同業他社に対する未払額を示す勘定であります。

d) 仮受金 53,008百万円

勘定科目未定の受入金および内入的性質の受入金を示す勘定であります。その主なものは次のとおりであります。

自動車損害賠償責任保険等の
先日付契約保険料 47,963百万円

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年4月1日から4か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り および買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取および買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 [http://www.sompo-japan.co.jp] ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	株主優待制度 (対象は1,000株以上を有する株主 1. は3月末基準、2. は9月末基準) 1. 「損保ジャパン東郷青児美術館」無料招待券2枚 2. 「損保ジャパン東郷青児美術館」オリジナル・グッズ

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

会社法第189条第2号各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|--------------------------|--|--|
| (1) 有価証券報告書
およびその添付書類 | 事業年度 自 平成19年4月1日
(第65期) 至 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書 | | 平成20年7月25日
関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 |
| (3) 臨時報告書の訂正報告書 | | 平成20年8月12日
関東財務局長に提出
平成20年7月25日に関東財務局長に提出した臨時報告書に係る訂正報告書（新株予約権発行日到来による内容の一部確定）であります。 |
| (4) 四半期報告書
および確認書 | 第66期 自 平成20年4月1日
第1四半期 至 平成20年6月30日
第66期 自 平成20年7月1日
第2四半期 至 平成20年9月30日
第66期 自 平成20年10月1日
第3四半期 至 平成20年12月31日 | 平成20年8月14日
関東財務局長に提出
平成20年11月28日
関東財務局長に提出
平成21年2月13日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書 | | 平成21年3月13日
関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（日本興亜損害保険株式会社との共同持株会社設立による経営統合に関する合意）に基づく臨時報告書であります。 |
| (6) 訂正発行登録書 | | 平成20年6月25日
平成20年7月25日
平成20年8月12日
平成20年8月14日
平成20年11月28日
平成21年2月13日
平成21年3月13日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月25日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神 山 宗 武 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	臼 倉 健 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6 月25日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）を発行している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は連結子会社であるYasuda Seguros S.A.を通じて、Maritima Seguros S.A.の株式を取得することを、平成21年5月20日開催の取締役会において決議している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社損害保険ジャパンの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社損害保険ジャパンが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月25日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神 山 宗 武 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	白 倉 健 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月25日

株式会社損害保険ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	田	満	雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白	倉	健	司	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）を発行している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は連結子会社であるYasuda Seguros S.A.を通じて、Maritima Seguros S.A.の株式を取得することを、平成21年5月20日開催の取締役会において決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	株式会社損害保険ジャパン
【英訳名】	Sompo Japan Insurance Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤正敏
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【縦覧に供する場所】	当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地) 当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号) 当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1) 当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号) 当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号) 当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長佐藤正敏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し、運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社ならびに連結子会社および持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社9社および持分法適用関連会社5社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料、保険金および有価証券に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	株式会社損害保険ジャパン
【英訳名】	Sompo Japan Insurance Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤正敏
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【縦覧に供する場所】	当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地) 当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号) 当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1) 当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号) 当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号) 当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 佐藤正敏 は、当社の第66期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。